

東京証券取引所
外国ETF・外国商品現物型ETF
上場の手引き
第17版

目次

目次

I	上場審査	3
1.	上場までのスケジュール	3
2.	各種手続きの内容	3
3.	上場審査の内容	6
	（1）上場審査基準一覧	7
	【外国ETFの場合】	7
	【外国商品現物型ETFの場合】	13
	（2）投資対象資産の換価の容易性に関する上場審査（有第1104条第1項第2号cの2を準用）	18
	（3）指標の適格性に関する上場審査（有第1104条第1項第2号dを準用）	19
	（4）純資産額と指標との相関性に関する上場審査（有第1104条第1項第2号dの2を準用）	26
	（5）信用リスクがあるETFに関する上場審査（有第1104条第1項第2号dの4を準用）	27
	（6）外国ETF等サポート・メンバー制度について（有第1104条第2項第6号b）	31
4.	上場申請書類等	35
II	適時開示	42
1.	適時開示項目	42
	【外国ETF及び外国商品現物型ETF】	42
	【外国投資証券に該当する外国ETF】	48
2.	情報提供項目	56
	○エンハンス型指標等に連動するETFに関するディスクロージャーの充実等について	58
3.	提出書類	62
III	上場廃止	67
IV	上場に関する料金	73

外国ETF・外国商品現物型ETFの上場の手引き

○注意事項

- ・ この「外国ETF・外国商品現物型ETFの上場の手引き」は、外国ETF及び外国商品現物型ETFの上場審査、適時開示及び上場廃止等の基準や手続き等の概要を説明するためのものです。上場審査基準、適時開示基準及び上場廃止基準等の詳細につきましては、有価証券上場規程第5編「ETF」をご確認ください。
- ・ なお、外国ETF及び外国商品現物型ETFの定義は以下のとおりです。

外国ETF	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第2条第1項第10号に規定する<u>外国投資信託の受益証券</u>であって、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいいます。）の変動率に一致させるよう運用するもの ・ <u>外国投資証券</u>であって、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用するもの
外国商品現物型ETF	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第14号に規定する<u>受益証券発行信託の受益証券</u>の性質を有するものであって、特定の商品の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品とその信託財産とするもの（当該受益証券に係る受益権の口数に応じて受益者が均等の権利を有するものに限ります。）

- ・ 外国ETF及び外国商品現物型ETFは、本国等（組成国、外国ETF及び外国商品現物型ETFが上場又は継続的に取引されている外国金融商品取引所等の所在する国又は地域をいいます。）の法制度、実務慣行等によって、組成方法や適時開示の内容等が異なることがあります。以下に掲げる基準の適用に際しては、本国等の法制度、実務慣行等を勘案します。
- ・ 外国ETF信託受益証券及び外国商品現物型ETF信託受益証券（外国ETFを信託財産又は外国商品現物型ETFとするいわゆる日本型預託証券「JDR」）の上場については、別途ご相談ください。

（略語）

法：金融商品取引法（昭和23年法律第25号）

有：有価証券上場規程

有施：有価証券上場規程施行規則

投資信託法：投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）

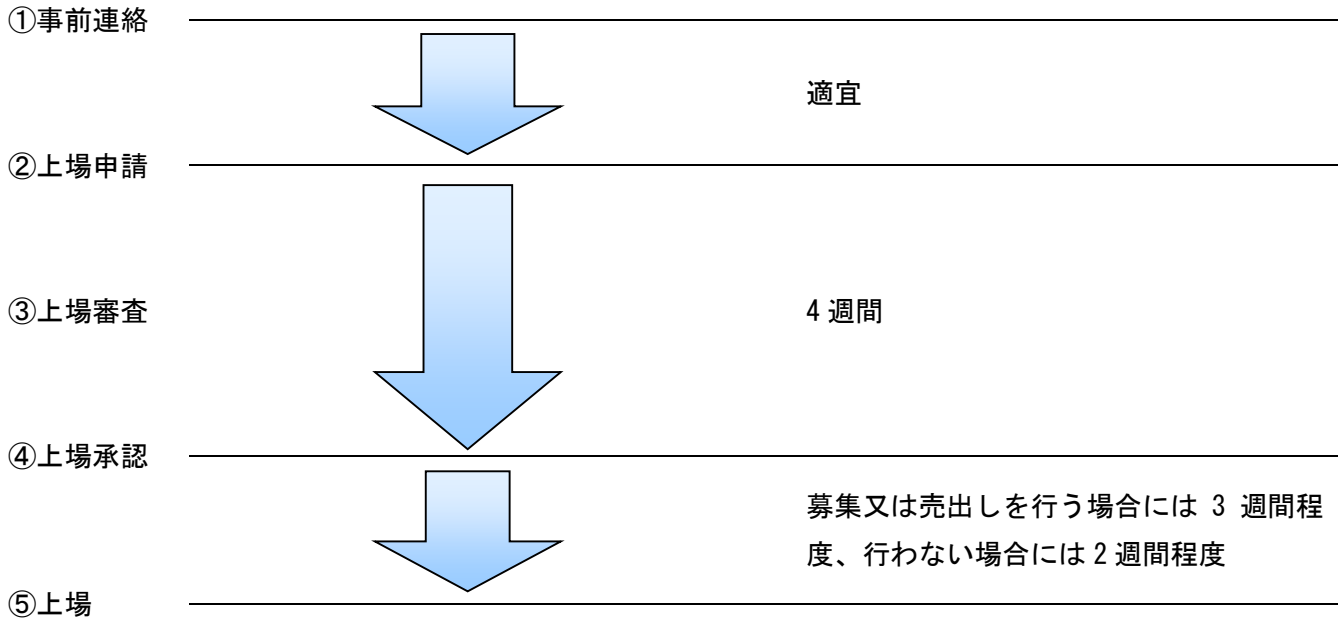
投資信託法施行令：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号）

投資信託法施行規則：投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）

I 上場審査

1. 上場までのスケジュール

上場までの標準的なスケジュールは以下のとおりです。ただし、個々の銘柄ごとに上場審査に要する期間は異なります。



2. 各種手続きの内容

①事前連絡

上場申請を予定している銘柄について、以下に掲げる事項を可能な範囲で事前にご連絡ください。事前連絡は必須ではありませんが、上場審査をスムーズに進める観点からお願いするものです。なお、「有価証券新規上場申請書」のドラフトを用いてご説明いただくことも可能です。

1	連動対象となる特定の指標の概要（指標の名称、指標算出者の名称、指標構成銘柄等） - 指標算出者が作成する指標の要綱や説明資料をご提出いただいても結構です。
2	信託財産が投資される対象 - 信託財産が投資される対象が、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条（特定資産の範囲）に掲げる資産のどれに類似する資産に該当するかをご説明ください。
3	外国投資信託又は外国投資法人への該当状況 - 上場申請を予定している銘柄が、投資信託法第2条第24項に規定する外国投資信託又は同条第25項に規定する外国投資法人に該当すると判断した理由をご説明ください。 - 上場申請を予定している銘柄のスキーム又は組成国が、すでに東証に上場しているETFと異なり、初めてのケースにあたる場合は、日本の法律専門家による上記に関する意見書のご提出を求めることがありますので、事前に提出の要否をご確認ください。

※外国ETF及び外国商品現物型ETFについては、券面が本邦内には持ち込まれず、株式会社証券保管振替機構が口座を開設する現地保管機関に保管されたうえで、当取引所市場での売買の決済は口座振替によって行われますので、同機構に対し、当該外国ETF及び外国商品現物型ETFの現地保管が可能かどうか等を事前にご確認いただく必要があります。（担当：(株)証券保管振替機構国際部外株グループ）

②上場申請

上場承認予定日から起算して、4週間前の日が上場申請日となります。上場申請日には、有価証券新規上場申請書のほか、各種上場申請書類（「4. 上場申請書類等」参照）の提出が必要となります。

なお、上場申請日は、上場承認予定日のほか有価証券報告書又は有価証券届出書の印刷校了時期や祝祭日の有無などを考慮し、関係者との十分な調整のうえ設定するようお願いいたします。

○代理人等

外国ETF及び外国商品現物型ETFの管理会社及び外国投資法人は、上場申請時点までに、日本における代理人等（代理人又は代表者）を選定する必要があります。代理人等は、具体的には、適時開示資料のTDnet登録や当取引所への提出書類の提出等を行います。（有施第1111条）

代理人等の要件は以下のとおりです。

1	本邦内（東京都内又はその近辺で当取引所が承認する場所）に住所又は居所を有する者であって、当取引所との関係において一切の行為につき代理又は代表する権限を有する者であること。
2	原則として、管理会社の役職員から選定すること。ただし、役職員からの選定が困難な場合には、当取引所の承認する者とすること。
3	代理人等の選定が行われた場合には、速やかに代理権又は代表権の付与を証する書面を当取引所に提出すること（代理人等を変更した場合にも同様）。

③上場審査

○上場申請者

以下の2者が上場申請者となります。有価証券新規上場申請書は、以下の2者による連名でご提出いただきます。

【外国投資信託の受益証券に該当する外国ETF又は外国商品現物型ETFの場合】

管理会社	○外国投資信託の受益証券に該当する外国ETFの場合 ・外国において外国の法令に準拠して設立され、かつ外国において外国の法令に基づき当該外国ETFに係る信託財産について法第2条第8項第14号に掲げる行為に相当する行為を業として行う法人
	○外国商品現物型ETFの場合 ・外国において外国の法令に準拠して設立され、かつ外国において外国の法令に基づき当該外国商品現物型ETFに係る信託財産について法第2条第8項第14号に掲げる行為に相当する行為を業として行う法人であって、かつ当該外国商品現物型ETFの信託財産に関する管理又は処分の指図の全部又は一部を行うもの
信託受託者	・外国において外国の法令に準拠して設立された法人であって、信託会社等に類するもの

【外国投資証券に該当する外国ETFの場合】

外国投資法人	・投資信託法第2条第25項に規定する外国投資法人
管理会社	・外国において外国の法令に準拠して設立され、かつ外国において外国の法令に基づき当該外国ETFに係る資産について法第2条第8項第12号に掲げる行為に相当する行為を業として行う法人

○上場審査の内容

上場審査の内容は、「3. 上場審査の内容」をご参照ください。

④上場承認

上場審査が終了すると当取引所のホームページを通じて、また、報道機関などに対して、当取引所が上場承認の発表を行います。上場承認日から上場日までの間に当取引所上場部上場会社担当者から適時開示の代理人及び実務担当者の方に適時開示の諸手続きについて説明が行われます。

⑤上場

上場した後は、当取引所の有価証券上場規程及び各種通知文等に基づき、適時開示等が求められます。特に投資者の視点に立った、迅速、正確かつ公平な情報開示を行うことが必要となります。

3. 上場審査の内容

上場審査は、主に以下の上場申請書類に基づいて実施いたします。なお、より適正な記載が望まれるものがある場合には、修正をお願いする場合があります。

a	有価証券新規上場申請書
b	有価証券報告書（ドラフト）又は有価証券届出書（ドラフト）
c	投資信託約款、信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類
d	新規上場申請に係る宣誓書
e	取引所規則の遵守に関する確認書
f	外国ETF又は外国商品現物型ETFの設定又は発行が適法であることについての法律専門家の法律意見書及び当該意見書に掲げられた関係法令の関係条文
g	外国ETF又は外国商品現物型ETFが設定又は発行された国の法令に基づき、外国ETF又は外国商品現物型ETFの設定又は発行について承認、認可、許可、届出又はこれらに相当するものが行われている旨を証する書面の写し
h	指標に関する書類一式
i	<p>新規上場申請銘柄に係る確認事項を記載した書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規上場申請銘柄の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるための仕組み及び対応 ・ 新規上場申請銘柄の上場後の円滑な流通が確保される見込み ・ ファンドの運営体制 ・ カウンター・パーティー等の信用状況等に関する管理体制等

（1）上場審査基準一覧

外国ETF及び外国商品現物型ETFの上場審査基準は、以下のとおりです。

※公社債投資信託以外の証券投資信託（投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託に該当するものを除く）の受益証券：金銭信託型ETF

※投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券：現物交換型ETF

【外国ETFの場合】

項目	審査内容【外国ETF】	根拠規定	備考
投資対象資産の換価の容易性	新規上場申請銘柄とその投資信託財産等に属する有価証券又は商品との交換を行う場合には、当該有価証券又は商品が換価の容易な資産であると認められること。	有第1104条第2項第1号 (有第1104条第1項第2号cの2を準用)	・具体的な内容は「(2)投資対象資産の換価の容易性に関する上場審査」の欄をご参照ください。 ※金銭信託型ETFに類する外国ETFの場合は適用除外となります。
指標の適格性	新規上場申請銘柄に係る指標が、次の(a)及び(b)に掲げる区分に従い、当該(a)又は(b)に適合すること。 (a) レバレッジ型・インバース型指標以外の指標 次のイからトまでに適合すること。 イ 指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないこと。 ロ 有価証券（法第163条第1項に規定する特定有価証券等に限る。）の価格に係る指標にあつては、多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものであること。 ハ 有価証券その他の資産の価格に係る指標で、その構成銘柄（当該有価証券その他の資産の銘柄又は種類をいう。以下同じ。）の変更があり得るものにあつては、変更の基準及び方法が公正を欠くものでないこと。 ニ 指標及びその算出方法が公表されているものであること。 ホ 有価証券その他の資産の価格に係る指標にあつては、その構成銘柄（その変更があり得る場合にはその基準及び方法を含む。）が公表されているものであること。 ヘ 有価証券又は商品の価格に係る指標にあつては、新規上場申請銘柄の投資信託財産の一口あ	有第1104条第2項第1号 (有第1104条第1項第2号dを準用)	・各基準は投資信託法施行規則第19条第1項において求められているものです。 ・指標の適格性に関する具体的な内容や提出書類は「(3)指標の適格性に関する上場審査」の欄をご参照ください。 ※外国投資証券に該当する外国ETFの場合、(f)及び(g)にある「新規上場申請銘柄の投資信託財産の一口あたりの純資産額」を「当該外国ETFに係る一口あたりの純資産額」に読み替えます。 ・レバレッジ型・インバース型指標とは、「他の指標（以下「原指標」という。）の変動率、変動幅その他の原指標の変動の状況を表す数値に一定の数値を乗じることその他の方法によ

項目	審査内容【外国ETF】	根拠規定	備考
	<p>たりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるために必要な有価証券又は商品の売買が円滑に行われると見込まれる銘柄又は種類で構成されているものであること（その構成銘柄の有価証券又は商品に対する投資として運用する場合に限る。）。</p> <p>ト 法第2条第25項に規定する金融指標（商品の価格を含む。）又は商品取引所法第2条第5項に規定する商品指数にあつては、新規上場申請銘柄の投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率をこれらの指標の変動率に一致させるために必要な法第2条第20項に規定するデリバティブ取引又は商品投資等取引が円滑に行われると見込まれるものであること（当該デリバティブ取引に係る権利又は当該商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用する場合に限る。）。</p> <p>（b）レバレッジ型・インバース型指標 次のイからニまでに適合すること。</p> <p>イ 前（a）イ、ニ及びトに掲げる事項に適合すること。</p> <p>ロ 原指標が、前（a）イからホまでに掲げる事項に適合し、かつ、レバレッジ型・インバース型指標でないこと。</p> <p>ハ 原指標が、有価証券の価格又は有価証券に係るデリバティブ取引の価格に基づいて算出した金融指標（法第2条第25項に規定する金融指標をいう。以下この（b）において同じ。）である場合にあつては、当該金融指標又は当該金融指標に係るデリバティブ取引について法第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引又は同条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引が行われていること又はその見込みがあること。</p> <p>ニ 原指標が、商品の価格若しくは商品に係るデリバティブ取引の価格に基づき算出した金融指標又は商品先物取引法第2条第2項に規定する</p>		<p>り、原指標の騰落を増幅又は反転させた指標」のことをいいます。</p> <p>・なお、「反転」には、増幅して反転させることを含むものとします。</p> <p>※騰落の増幅限度については、上場申請者からの提出書類より、新指標の過去の実績又は過去の原指標の値等から試算して、新指標が当取引所の定める制限値幅を頻繁に超過すると見込まれるようなものでないことを、上場審査の過程で個別に判断します。</p>

項目	審査内容【外国ETF】	根拠規定	備考
	<p>商品指数である場合にあっては、その構成する資産又は当該資産に係る同条第15項に規定する商品デリバティブ取引が同条第9項に規定する商品市場（同条第12項に規定する外国商品市場を含む。）その他組織的かつ継続的に開設され、その相場が公表されている市場において取引されていること又はその見込みがあること。</p>		
純資産額と指標との相関性	<p>新規上場申請銘柄が、次の（a）から（c）までのいずれかに適合すること。</p> <p>（a）特定の指標が有価証券その他の資産の価格に係る指標である場合において、当該指標の構成銘柄のうち時価総額構成比率95%以上を占める各銘柄若しくは各種類（当該指標が単純平均型のものである場合は、原則として、当該指標の全構成銘柄）の有価証券その他の資産（信用性その他の事項を勘案し、公益又は投資者保護の観点から、当取引所が投資信託財産等として適当でないと認めるものを除く。以下このdの2における「有価証券」において同じ。）又は当該各銘柄の価格に連動する投資成果を目的として発行された有価証券が投資信託財産等に組み入れられることが見込まれること。</p> <p>（b）特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券が投資信託財産等に組み入れられることが見込まれること。</p> <p>（c）新規上場申請銘柄の一口あたりの純資産額と特定の指標との間に高い相関があり、当該指標の変動が当該一口あたりの純資産額に適正に反映されると見込まれること。</p>	<p>有第1104条第2項第1号 （有第1104条第1項第2号dの2を準用）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な内容は「（4）純資産額と指標との相関性に関する上場審査」の欄をご参照ください。 ・確認には申請書類の「<u>新規上場申請銘柄に係る確認事項を記載した書類</u>」を用います。 ・（c）は、例えば組入資産、運用方針及び当該運用方針に基づくシミュレーション結果に基づき、新規上場申請銘柄の一口あたりの純資産額と特定の指標との間に高い相関があると認められる場合をいいます。
信用状況に関する管理体制等	<p>新規上場申請銘柄が指標連動有価証券等組入型ETFに該当する場合にあっては、上場後継続的に運用が行われる見込みがあり、かつ、カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等が管理会社において適切に整備されていること。</p>	<p>有第1104条第2項第1号 （有第1104条第1項第2号dの4を準用）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・確認には申請書類の「<u>新規上場申請銘柄に係る確認事項を記載した書類</u>」を用います。 ・具体的な内容や提出書類は「（5）信用リスクがある

項目	審査内容【外国ETF】	根拠規定	備考
			<u>ETFに関する上場審査</u> の欄をご参照ください。
虚偽記載及び監査意見等	次の（a）及び（b）に適合していること。 （a）新規上場申請銘柄に係る最近2年間に終了する各特定期間の財務諸表等又は各特定期間における中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。 （b）新規上場申請銘柄に係る最近2年間に終了する各特定期間の財務諸表等に添付される監査報告書及び最近1年間に終了する特定期間における中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「除外事項を付した限定付意見」が記載されていること。	有第1104条第2項第1号 （有第1104条第1項第2号eを準用）	・「最近」の計算は、新規上場申請日の直前の特定期間の末日を起算日としてさかのぼります。 ※外国投資証券に該当する外国ETFの場合、「特定期間」を「営業期間」と読み替えます。
その他	その他公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないこと。	有第1104条第2項第1号 （有第1104条第1項第2号gを準用）	
信託受託者に関する情報の把握等	新規上場申請銘柄に係る管理会社が、次のaからcまでに掲げる事項について、書面により確約すること。 a 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。 b 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報について第1107条の規定に従い開示を行うこと。 c 新規上場申請銘柄に係る管理会社が第1107条の規定に従い信託受託者に関する情報の開示を行うことについて当該信託受託者が同意していること。	有第1104条第2項第1号 （有第1104条第1項第3号を準用）	・外国投資証券に該当する外国ETFの場合は適用除外となります。
信託約款等の記載内容	新規上場申請銘柄の信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類に次のaからcまでに掲げる内容（aに掲げる内容にあつては、	有第1104条第2項第2号	・外国投資証券に該当する外国ETFの場合、bの規定は適用除外となります。

項目	審査内容【外国ETF】	根拠規定	備考
	<p>これに類する内容を含む。)が記載されていること。</p> <p>a 投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する旨。</p> <p>b 信託契約の期間の定めを設けない旨。ただし、外国ETFの設定がされた国の法令に定めるところにより信託契約期間(租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第2条の3第2項で定める期間に限る。)が定められている場合には、当該信託契約期間。</p> <p>c 計算期間又は営業期間として定める期間が1か月以上であること。</p>		
指定振替機関の取扱い	新規上場申請銘柄が指定振替機関(株式会社証券保管振替機構:JASDEC)の外国株券等保管振替決済業務における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。	有第1104条第2項第3号	
重複上場	新規上場申請銘柄が外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されていること又はその見込みがあること。	有第1104条第2項第4号	
法制度の整備等	新規上場申請銘柄の発行について投資信託法に類する法律が整備されていること並びに当該新規上場申請銘柄に係る第1101条第1項各号に定める者を監督する行政庁が存在すること。	有第1104条第2項第5号	
円滑な流通の確保	<p>次のaからcまでに適合すること。</p> <p>a 貸借取引を行うために十分な量の受益証券又は外国投資証券の借入れが可能であると認められること。</p> <p>b 当取引所の市場における外国ETFの流通の確保のために、新規上場申請銘柄の上場の時までに業務規程第68条に規定する当取引所が指定する取引参加者が指定される見込みがあること。</p> <p>c 新規上場申請銘柄の円滑な流通及び公正な価格形成を阻害する要因が認められないこと。</p>	有第1104条第2項第6号	<ul style="list-style-type: none"> ・ aは事前に受益証券又は外国投資証券を多数保有する機関等との調整が必要となります。 ・ bについては「(6)外国ETF等サポート・メンバー制度について」の欄をご参照ください。 ・ 確認には申請書類の「新規上場申請銘柄に係る確認事項を記載した書類」及び

項目	審査内容【外国ETF】	根拠規定	備考
			<u>「指定参加者の外国ETF等サポート・メンバー制度の申込みを証する書面の写し」</u> を用います。
投資信託財産等の範囲	新規上場申請銘柄の投資信託財産等を、法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利、商品投資等取引に係る権利、投資信託法施行令第3条第7号に掲げる金銭債権又は投資信託法施行規則第19条第3項第1号に掲げるものに対する投資として運用すること。	有第1104条第2項第7号	・現物交換型ETFに類する外国ETFの場合は適用除外となります。

【外国商品現物型ETFの場合】

項目	審査内容【外国商品現物型ETF】	根拠規定	備考
投資対象資産の換価の容易性	新規上場申請銘柄とその信託財産等に属する有価証券又は商品との交換を行う場合には、当該有価証券又は商品が換価の容易な資産であると認められること。	有第1104条第5項第1号 (有第1104条第1項第2号cの2を準用)	・具体的な内容は「(2)投資対象資産の換価の容易性に関する上場審査」の欄をご参照ください。
指標の適格性	<p>新規上場申請銘柄に係る指標が、次のイからトまでに適合すること。</p> <p>イ 指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないこと。</p> <p>ロ 有価証券（法第163条第1項に規定する特定有価証券等に限る。）の価格に係る指標にあっては、多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものであること。</p> <p>ハ 有価証券その他の資産の価格に係る指標で、その構成銘柄（当該有価証券その他の資産の銘柄又は種類をいう。以下同じ。）の変更があり得るものにあつては、変更の基準及び方法が公正を欠くものでないこと。</p> <p>ニ 指標及びその算出方法が公表されているものであること。</p> <p>ホ 有価証券その他の資産の価格に係る指標にあっては、その構成銘柄（その変更があり得る場合にはその基準及び方法を含む。）が公表されているものであること。</p> <p>ヘ 有価証券又は商品の価格に係る指標にあっては、新規上場申請銘柄の当該投資信託の信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるために必要な有価証券又は商品の売買が円滑に行われると見込まれる銘柄又は種類で構成されているものであること（その構成銘柄の有価証券又は商品に対する投資として運用する場合に限る。）。</p> <p>ト 法第2条第25項に規定する金融指標（商品の価格を含む。）又は商品取引所法第2条第5項に規定する商品指数にあっては、新規上場申請銘柄の投資信託財産の一口あたりの純資産額の変</p>	有第1104条第5項第1号 (有第1104条第1項第2号dを準用)	<p>・各基準は投資信託法施行規則第19条第1項において求められているものです。</p> <p>・指標の適格性に関する具体的な内容や提出書類は「(3)指標の適格性に関する上場審査」の欄をご参照ください。</p> <p>※外国商品現物型ETFは、特定の商品の価格に連動するETFであるため、レバレッジ型・インバース型指標に連動することはできません。</p>

項目	審査内容【外国商品現物型ETF】	根拠規定	備考
	<p>動率をこれらの指標の変動率に一致させるために必要な法第2条第20項に規定するデリバティブ取引又は商品投資等取引が円滑に行われると見込まれるものであること（当該デリバティブ取引に係る権利又は当該商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用する場合に限る。）。</p>		
虚偽記載及び監査意見等	<p>次の（a）及び（b）に適合していること。</p> <p>（a）新規上場申請銘柄に係る最近2年間に終了する各特定期間の財務諸表等又は各特定期間における中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。</p> <p>（b）新規上場申請銘柄に係る最近2年間に終了する各特定期間の財務諸表等に添付される監査報告書及び最近1年間に終了する特定期間における中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「除外事項を付した限定付意見」が記載されていること。</p>	<p>有第1104条第5項第1号 （有第1104条第1項第2号eを準用）</p>	<p>・「最近」の計算は、新規上場申請日の直前の特定期間の末日を起算日としてさかのぼります。</p>
その他	<p>その他公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないこと。</p>	<p>有第1104条第5項第1号 （有第1104条第1項第2号gを準用）</p>	
信託受託者に関する情報の把握	<p>新規上場申請銘柄に係る管理会社が、次のaからcまでに掲げる事項について、書面により確約すること。</p> <p>a 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。</p> <p>b 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報について第1107条の規定に従い開示を行うこと。</p> <p>c 新規上場申請銘柄に係る管理会社が第1107条の規定に従い信託受託者に関する情報の開示を行うことについて当該信託受託者が同意していること。</p>	<p>有第1104条第5項第1号 （有第1104条第1項第3号を準用）</p>	

項目	審査内容【外国商品現物型ETF】	根拠規定	備考
指定振替機関の取扱い	新規上場申請銘柄が指定振替機関（株式会社証券保管振替機構：JASDEC）の外国株券等保管振替決済業務における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。	有第1104条第5項第1号 （有第1104条第2項第3号を準用）	
重複上場	新規上場申請銘柄が外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されていること又はその見込みがあること。	有第1104条第5項第1号 （有第1104条第2項第4号を準用）	
円滑な流通の確保	次のaからcまでに適合すること。 a 貸借取引を行うために十分な量の受益証券の借入れが可能であると認められること。 b 当取引所の市場における外国商品現物型ETFの流通の確保のために、新規上場申請銘柄の上場の時までに業務規程第68条に規定する当取引所が指定する取引参加者が指定される見込みがあること。 c 新規上場申請銘柄の円滑な流通及び公正な価格形成を阻害する要因が認められないこと。	有第1104条第5項第1号 （有第1104条第2項第6号を準用）	・aは事前に受益証券を多数保有する機関等との調整が必要となります。 ・bについては「(6) 外国ETF等サポート・メンバー制度について」の欄をご参照ください。 ・確認には申請書類の「 <u>新規上場申請銘柄に係る確認事項を記載した書類</u> 」及び「 <u>指定参加者の外国ETF等サポート・メンバー制度への申込みを証する書面の写し</u> 」を用います。
特定の商品の信託財産への組入れ	管理会社が、新規上場申請銘柄の信託財産について、その総資産のうち95%以上について、特定の商品を組み入れる旨の確約をしていること。	有第1104条第5項第1号 （有第1104条第4項第4号を準用）	
信託約款の記載内容	新規上場申請銘柄の信託約款に次のaからdまでの内容が記載されていること。 a 特定の商品の価格に連動する仕組み b 信託契約の期間の定めを設けない旨。ただし、外国商品現物型ETFの設定がされた国の法令に定めるところにより信託契約期間（租税特別措置法施行	有第1104条第5項第2号、有第1106条第7項 （有第1106条第6項、を準用）	・「商品」とは、商品取引所法（昭和25年法律第239号）第2条第4項に規定するものをいいます。例えば、鉱物、農産物、林産物、畜産物、水産物などが該当

項目	審査内容【外国商品現物型ETF】	根拠規定	備考
	<p>規則第2条の3第2項で定める期間に限る。)が定められている場合にあつては、当該信託契約期間</p> <p>c 計算期間（施行規則で定める計算期間を除く。）として定める期間が1か月以上1年以内であること。</p> <p>d その他施行規則で定める事項（原則として以下の事項。ただし、本国等の法制度等を勘案します。）</p> <p>(1) 管理会社及び信託受託者の商号又は名称</p> <p>(2) 受益者に関する事項</p> <p>(3) 管理会社及び信託受託者としての業務に関する事項</p> <p>(4) 信託の元本の額に関する事項</p> <p>(5) 受益証券に関する事項</p> <p>(6) 信託の元本及び収益の管理に関する事項（信託財産となる資産の種類を含む。）</p> <p>(7) 信託財産の評価の方法、基準及び基準日に関する事項</p> <p>(8) 信託の元本の償還及び収益の分配に関する事項（受益者が信託の元本の償還及び収益の分配に関して、受益権の口数に応じて均等の権利を有する旨を含む。）</p> <p>(9) 信託契約期間中の解約に関する事項</p> <p>(10) 信託受託者及び管理会社の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項</p> <p>(11) 受託者が信託に必要な資金の借入れをする場合においては、その借入金の限度額に関する事項</p> <p>(12) 信託約款の変更に関する事項</p> <p>(13) 管理会社における公告の方法</p>		<p>します。</p>
<p>商品その他の財産の管理又は処分の指図</p>	<p>次のa又はbに適合していること。</p> <p>a 管理会社が、新規上場申請銘柄に係る受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた商品その他の財産の管理又は処分の指図を行うことについて、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は当該新規上場申請銘柄に係る商品の取引の信用を失墜させることのないよう適切に行う旨を確約していること。</p>	<p>有第1104条第5項第3号</p>	

項目	審査内容【外国商品現物型ETF】	根拠規定	備考
	<p>b 新規上場申請銘柄の発行に関する法令又は新規上場申請銘柄の信託約款において、新規上場申請銘柄に係る受益証券に表示される権利を有する者から拋出を受けた商品その他の財産の管理又は処分の指図を行うことについて、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は当該新規上場申請銘柄に係る商品の取引の信用を失墜させることのないよう適切に行われるための措置が講じられていること。</p>		
<p>法制度の整備等</p>	<p>新規上場申請銘柄の発行に関する法律が整備されていること並びに当該新規上場申請銘柄に係る管理会社及び信託受託者を監督する行政庁が存在すること。</p>	<p>有第 1104 条第 5 項第 4 号</p>	

（2）投資対象資産の換価の容易性に関する上場審査（有第1104条第1項第2号cの2を準用）

当取引所は、内国ETF、外国ETF、内国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETFについては、その交換に際して投資者が有価証券又は商品を取得する可能性がある場合には、当該ETFに係る投資対象資産の換価の容易性について審査を行います。これは、投資者が交換によって取得した有価証券又は商品を容易に換価できることを確保することにより、投資者の保護を図るためです。

換価が容易であると判断される資産としては、例えば以下のものが考えられます。

1	金融商品取引所又は外国金融商品市場に上場されている有価証券
2	店頭売買有価証券
3	法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる有価証券
4	法第2条第1項第9号に掲げる有価証券（同項第17号に掲げる有価証券で当該有価証券の性質を有するものを含む。）のうち、その価格が認可金融商品取引業協会又は外国において設立されているこれと類似する性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの
5	法第2条第1項第10号、第11号又は第19号に掲げる有価証券
6	商品市場又は外国商品市場に上場している商品であって、当該商品とその対価の授受を約する売買取引を行うことができるもの（商品市場又は外国商品市場において現物決済を行うことができる商品）

（3）指標の適格性に関する上場審査（有第1104条第1項第2号dを準用）

当取引所では、新規上場申請銘柄の連動対象指標について審査を行います。連動対象指標は、「レバレッジ型・インバース型指標以外の指標」と「レバレッジ型・インバース型指標」に区分されており、各指標に係る上場審査基準は下表に掲げるとおりです。指標の適格性は、申請銘柄ごとに求められます。判断は、末尾に記載した提出書類に基づいて行います。なお、連動対象指標については、連動対象指標の算出主体との間で指標の使用に関する許諾契約（ライセンス契約）の締結を確認できる資料が必要になります（※）。

（※）原則として、ライセンス契約の写しを提出してください。当該書類を提出できないと認められる場合には、当該書類に代わり、東証市場に上場するにあたってライセンス供与されていることを証する書類を提出してください。

※レバレッジ型・インバース型指標とは、「他の指標（以下「原指標」という。）の変動率、変動幅その他の原指標の変動の状況を表す数値に一定の数値を乗じることその他の方法により、原指標の騰落を増幅又は反転させた指標」のことをいいます。（「反転」には、増幅して反転させることを含むものとします。）
 ※騰落の増幅限度については、上場申請者からの提出書類より、新指標の過去の実績又は過去の原指標の値等から試算して、新指標が当取引所の定める制限値幅を頻繁に超過すると見込まれるようなものでないことを、上場審査の過程で個別に判断します。

当取引所は、新規上場申請に係るETFの上場を承認した場合には、当該ETFに係る指標を、有第1104条第1項第2号dに定める要件を満たす指標として指定します。新規上場申請銘柄の連動対象指標が、当取引所が既に指定した指標である場合には、原則として同要件を満たすものと考えられます。

ただし、下表（へ）は、構成銘柄の有価証券又は商品に対する投資として運用する場合に限って適用されますので、既上場のETFが構成銘柄の有価証券又は商品に対する投資として運用するタイプではない場合で、新規上場申請を行うETFが構成銘柄の有価証券又は商品に対する投資として運用するタイプである場合には、（へ）の要件に関する審査を別途実施する必要があることに、ご注意ください。また、下表（ト）は、デリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用する場合に限って適用されますので、既上場のETFがデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用するタイプではない場合で、新規上場申請を行うETFがデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用するタイプである場合には、（ト）の要件に関する審査を別途実施する必要があることに、ご注意ください。

【レバレッジ型・インバース型指標以外の指標】（有第1104条第1項第2号d（a））

上場審査基準	上場審査等に関する ガイドライン (上場審査の観点)	留意点
(イ) 指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正	・指標の算出主体等の恣意的な裁量により指標の値が変動する余地が乏しく、投資者にとって指標の算出方法の透明性	・「指標の算出方法」とは、時価総額加重平均型・単純平均型等の算出方法や、浮動株比率の算出方法、構成銘柄の変更や配当、新株式の発行等の場合の計算上の取扱い等を指します。構成銘柄の変更基準は、「指標の算

上場審査基準	上場審査等に関する ガイドライン (上場審査の観点)	留意点
を欠くものでないこと。	<p>が高いと認められることから検討することにより行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資者保護の観点から、指標の算出方法が公正を欠くと認められるものでないことから検討することにより行います。 	<p>出方法」には含まれず、(ハ)の基準に基づき審査を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標の算出方法が客観的であるとは、例えば算出にあたっては計算式を使用することにより指標が機械的に算出され、算出するのが誰であっても結果が同一になるなどをいいます。 投資者保護の観点から、指標の算出方法が公正を欠くといえるか否かは個別に判断します。 複数の種類の資産を組み合わせて資産配分を行うことなどにより、一定の投資成果を実現するための投資戦略を表現した指標にあつては、組合せ対象資産が、有価証券(株券、債券、REIT等)、デリバティブ取引、商品、商品デリバティブ取引、現金及び現金同等物などの伝統的な資産であつて、公正な価格形成メカニズムを有する(※)資産であることを以つて、指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないことと取り扱います。 <p>※公正な価格形成メカニズムの有無については、当該伝統的資産(資産が商品である場合にあつては、当該商品に係るデリバティブ取引を含む。)が組織された市場において取引されていることなどを考慮して判断します。</p>
(ロ) 有価証券(法163条第1項に規定する特定有価証券等に限る。)の価格に係る指標にあつては、多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 構成銘柄数及び上位構成銘柄の指標に占めるウェイトに基づき、個々の構成銘柄の価格の変動が指標の値に与える影響が大きくないと見込まれることその他の関連から検討することにより行います。 	<ul style="list-style-type: none"> この要件は、特定有価証券等(※)の価格に係る指標にのみ適用されます。特定有価証券等には、株券、社債券、優先出資証券、新株予約権証券のほか、これらの証券を信託財産とするJDRや、これらの証券に係るオプション等を表示する、いわゆるカバードワラントや他社株転換条項付社債券などが含まれます。 <p>※当該要件における特定有価証券等とは法第163条に定義されるものをいい、法第5条に規定される「特定有価証券等」とは内容が異なります。</p>
(ハ) 有価証券その他の資産の価格に係る指標で、その構成銘柄(当該有価証券その他の資産の銘柄又は種類をいう。以下同じ。)の変更があり得るものにあつては、変更の基準及び方法が公正を欠くものでないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 投資者保護の観点から、指標の構成銘柄の変更の基準及び方法が公正を欠くと認められるものでないことその他の観点から検討することにより行います。 	<ul style="list-style-type: none"> この要件は、有価証券その他の資産の価格に係る指標で、構成銘柄の変更があり得るもののみ適用されます。 投資者保護の観点から、指標の構成銘柄の変更の基準及び方法が公正を欠くといえるか否かは個別に判断します。例えば、算出主体において、構成銘柄の変更を決定するための委員会を組織するなど、変更のための合理的な手続があらかじめ定まっており、変更基準が定められているものであれば、基本的に公正を欠くとは判断されません。 変更の頻度が短期間であったとしても、基本的に公正を欠くものとは判断されません。
(ニ) 指標及びその算出方法が公	<ul style="list-style-type: none"> 指標及びその算出方法の概要が、入手が容易な方法で継続的に公表されていることを検 	<ul style="list-style-type: none"> 算出主体のホームページなどにおいて指標及びその算出方法の概要が継続的に公表されており、かつ当該情報を容易に入手できることが求められます。

上場審査基準	上場審査等に関する ガイドライン (上場審査の観点)	留意点
表されているものであること。	<p>討することにより行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標が、算出後速やかに公表されることを検討することにより行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 指標はリアルタイムで公表されることが望まれますが、個別の指標の内容を踏まえて判断します。指標の配信状況については、原則として、審査期間中に指標が配信されていることを確認します。 また、指標及びその算出方法を入手する方法が有価証券届出書や有価証券報告書などにおいて日本語により説明されていれば、指標及びその算出方法は英語による公表であっても要件に足りることとします。 なお、指標及びその算出方法の公表は、有料であっても要件に足りることとします。 国内株式を構成銘柄としている指標については、基本的にリアルタイムでの公表が求められますが、推定純資産額がリアルタイムで公表されていること又は上場日までに推定純資産額がリアルタイムで公表される見込みがあることや、参考となる別の指標が公表されていることなどの条件を考慮し、必ずしも指標のリアルタイム公表が求められるものではありません。
(ホ) 有価証券その他の資産の価格に係る指標にあつては、その構成銘柄（その変更があり得る場合にはその基準及び方法を含む。）が公表されているものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 指標の構成銘柄（その変更があり得る場合にはその基準及び方法を含む。）が、入手可能な方法で継続的に公表されていることを検討することにより行います。 	<ul style="list-style-type: none"> この要件は、有価証券その他の資産の価格に係る指標にのみ適用されます。 算出主体のホームページなどにおいて指標の構成銘柄、その構成銘柄の変更基準及び変更方法の概要が継続的に公表されており、かつ当該情報を容易に入手できることが求められます。また、指標の構成銘柄の変更の内容は、変更前又は変更後速やかに公表することが求められます。 指標の構成銘柄の変更基準及び変更方法は、必ずしも日本語での公表を求めているのではなく、英語による公表であっても要件に足りることとします。ただし、指標の構成銘柄とその変更基準及び変更方法を入手する方法については、日本語による説明が行われていることが求められます。 なお、指標の構成銘柄とその変更基準及び変更方法の公表は、有料であっても要件に足りることとします。
(ヘ) 有価証券又は商品の価格に係る指標にあつては、新規上場申請銘柄の投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるために必要な有価証券又は商品の売買が円滑に行われると見込まれる銘柄又は種類で構成されているものであること（その構成銘柄の有価証券	<ul style="list-style-type: none"> 一口あたりの純資産額の変動率を指標の変動率に一致させるという目的に照らして円滑な売買が行われる必要がある有価証券又は商品について、取引の実態に照らして売買を円滑に行うことができると見込まれることその他の観点から検討することにより行います。 	<ul style="list-style-type: none"> この要件は、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を有価証券又は商品の価格に係る指標の変動率に一致させるよう運用するETFであつて、その構成銘柄の全部又は一部を有価証券又は商品に対する投資として運用するものに限って適用されます。したがって、指標連動有価証券等組入型ETF（第2章2-3.（3）「信用リスクがあるETFに関する上場審査」参照。）のように、構成銘柄の有価証券又は商品に対する投資以外の方法で指標への連動を目指すETFには適用されません。 取引の実態に照らして売買を円滑に行うことができると見込まれるか否かは個別に判断します。ただし、必ずしも指標の構成銘柄の全てについて円滑な売買が可能であることを求めるものではなく、一口あたりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるという目的に照らして円滑な売買が行われる必要がある銘柄に関して、同要件が適用されます。

上場審査基準	上場審査等に関する ガイドライン (上場審査の観点)	留意点
又は商品に対する投資として運用する場合に限る。)		
<p>(ト)</p> <p>法第2条第25項に規定する金融指標（商品の価格を含む。）又は商品取引所法第2条第5項に規定する商品指数にあっては、新規上場申請銘柄の投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率をこれらの指標の変動率に一致させるために必要な法第2条第20項に規定するデリバティブ取引又は商品投資等取引が円滑に行われると見込まれるものであること（当該デリバティブ取引に係る権利又は当該商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用する場合に限る。）。</p>	<p>・一口あたりの純資産額の変動率を指標の変動率に一致させるという目的に照らして円滑な売買が行われる必要がある法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利について、取引の実態に照らして取引を円滑に行うことができると見込まれることその他の観点から検討することにより行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この要件は、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を金融指標又は商品指数の変動率に一致させるよう運用するETFであって、全部又は一部をデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用するものに限って適用されます。したがって、指標連動有価証券等組入型ETF（第2章2-3.(3)「信用リスクがあるETFに関する上場審査」参照。）のように、デリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資以外の方法で指標への連動を目指すETFには適用されません。 ・取引の実態に照らして取引を円滑に行うことができると見込まれるか否かは個別に判断します。

【レバレッジ型・インバース型指標】（有第1104条第1項第2号d(b)）

上場審査基準	上場審査等に関する ガイドライン (上場審査の観点)	留意点
(イ) 前(a)イ、ニ及びトに掲げる事項に適合すること。	※上場審査の観点は、「レバレッジ型・インバース型指標以外の指標」における上場審査の観点と同じです。	<ul style="list-style-type: none"> ・前(a)イ、ニ及びトに掲げる事項とは以下を指します。留意点についても「レバレッジ型・インバース型指標以外の指標」における留意点と同じです。 イ 指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないこと。 ニ 指標及びその算出方法が公表されているものであること。 ト 新規上場申請銘柄であるETF JDRの信託財産(受託有価証券)となる外国ETF又は外国商品現物型ETFの投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率をレバレッジ型・インバース型指標の変動率に一致させるために必要なデリバティブ取引又は商品投資等取引が円滑に行われると見込まれるものであること。
(ロ) 原指標が、前(a)イからホまでに掲げる事項に適合し、かつ、レバレッジ型・インバース型指標でないこと。	※上場審査の観点は、「レバレッジ型・インバース型指標以外の指標」における上場審査の観点と同じです。	<ul style="list-style-type: none"> ・レバレッジ型・インバース型指標の原指標は、以下の適格指標要件に適合し、かつ何らかの指標を原指標としたレバレッジ型・インバース型指標でないことが求められます。 ・前(a)イからホまでに掲げる事項とは以下を指します。 イ 指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないこと。 ロ 多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものであること。 ハ 構成銘柄の変更基準及び方法が公正を欠くものでないこと。 ニ 指標及びその算出方法が公表されているものであること。 ホ 指標の構成銘柄が公表されているものであること。
(ハ) 原指標が、有価証券の価格又は有価証券に係るデリバティブ取引の価格に基づいて算出した金融指標(法第2条第25項に規定する金融指標をいう。以下この(b)において同じ。)である場合にあっては、当該金融指標又は当該金融指標に係るデリバティブ取引について法第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引又は同		<ul style="list-style-type: none"> ・この要件は、有価証券(株券、債券、REIT等)又はデリバティブ取引(商品デリバティブ取引を除く。)の価格を原指標とするレバレッジ型・インバース型指標のみ適用されます。 ・原指標において、「公正な価格形成メカニズム」が存在することを求めています。 ・「公正な価格形成メカニズム」は、原指標に係るデリバティブ取引(原指標がデリバティブ取引の価格で構成される場合は当該デリバティブ取引)が上場市場において取引されていることにより確認します。 <p>※「原指標に係るデリバティブ取引」が上場市場において取引されていることとは、レバレッジ型・インバース型指標に連動するよう運用する上で、必要となると考えられる原指標のデリバティブ取引が上場市場において取引されていることを意味します。</p> <p>※「(原指標がデリバティブ取引の価格である場合は当該</p>

上場審査基準	上場審査等に関する ガイドライン (上場審査の観点)	留意点
<p>条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引が行われていること又はその見込みがあること。</p>		<p>デリバティブ取引)が上場市場において取引されていること」とは、原指標自体がデリバティブ取引の価格による場合において、当該デリバティブ取引が上場市場において取引されていることを意味します。</p>
<p>(二) 原指標が、商品の価格若しくは商品に係るデリバティブ取引の価格に基づき算出した金融指標又は商品先物取引法第2条第2項に規定する商品指数である場合にあっては、その構成する資産又は当該資産に係る同条第15項に規定する商品デリバティブ取引が同条第9項に規定する商品市場（同条第12項に規定する外国商品市場を含む。）その他組織的かつ継続的に開設され、その相場が公表されている市場において取引されていること又はその見込みがあること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・この要件は、商品又は商品デリバティブ取引の価格を原指標とするレバレッジ型・インバース型指標のみ適用されます。 ・原指標において、「公正な価格形成メカニズム」が存在することを求めています。 ・「公正な価格形成メカニズム」は、原指標を構成する資産（当該資産に係るデリバティブ取引を含む。）が、組織的かつ継続的に開設され、その相場が公表されている市場（以下「組織された市場」）において取引されていることが求められます。 <p>※「原指標を構成する資産」が組織された市場において取引されていることとは、資産（当該資産に係るデリバティブ取引を含む）が単一である場合は、当該資産が組織された市場において取引されているとの意味であり、複数の資産から一つの原指標を算出している場合（例：貴金属バスケット指数）は、原指標を構成するバスケット又は各資産が組織された市場において取引されていることを意味します。</p> <p>※「組織された市場」とは、公正な取引ルールが整備されている、一定程度の参加者と取引量があり、当該市場で形成された価格が一般的に認知されている、形成された価格がインターネットや新聞、情報端末等により広く世間に配信されている等のいずれかの要件を満たす市場を想定しています。</p> <p>※「公正な価格決定メカニズム」を担保するために必要な取引は、実際に当該取引によって運用されるかどうかは問わないため、より幅広い範囲の取引が対象となります。そのため、ここでは「商品デリバティブ取引」という、有第1104条第1項第2号d(a)トの「商品投資等取引」（新規上場申請銘柄であるETF JDRの信託財産（受託有価証券）となる外国ETF又は外国商品現物型ETFの投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率と指標の変動率を一致させるための運用に必要な取引）と比較してより幅広い取引の概念を記載しています。</p>

指標の適格性についての審査にあたっては、以下の情報をご提出いただくことになります。

（※指標の算出主体が当取引所である場合、提出は不要です。）

1	<p>指標の構成銘柄の一覧表</p> <p>：構成銘柄名、各銘柄のウェイト、取引高等</p>
2	<p>指標の算出要領</p> <p>：指標の算出方法、構成銘柄の変更基準及び方法を記載した要領</p>
3	<p>指標の構成銘柄の変更状況</p> <p>：3年程度</p> <p>※3年未満の指標は算出開始から直近までの期間</p>
4	<p>指標の算出主体の概要</p> <p>：既上場商品に係る指標の算出主体でない場合に限りです。</p>
5	<p>指標の使用に関する許諾契約（ライセンス契約）の締結を確認できる資料（※）</p> <p>（※）原則として、ライセンス契約の写しを提出してください。当該書類を提出できないと認められる場合には、当該書類に代わり、東証市場に上場するにあたってライセンス供与されていることを証する書類を提出してください。</p>
6	<p>指標の過去の実績</p>

（４）純資産額と指標との相関性に関する上場審査（有第1104条第1項第2号dの2を準用）

当取引所では、新規上場申請銘柄の一口あたりの純資産額と特定の指標との間に高い相関があり、当該指標の変動が当該一口あたりの純資産額に適正に反映されると見込まれることを確保するため、一口あたりの純資産額と特定の指標の変動率を一致させるための仕組み等についての上場審査基準を設けています。

当該上場審査基準については、上場審査のための提出書類「新規上場申請銘柄に係る確認事項について」の中で、新規上場申請銘柄の一口あたりの純資産額と特定の指標の変動率を一致させるための仕組み及び対応を回答していただき、以下の（１）から（３）までのいずれかの要件に適合することを確認しています。

(1)	特定の指標が有価証券その他の資産の価格に係る指標である場合において、当該指標の構成銘柄のうち時価総額構成比率95%以上を占める各銘柄若しくは各種類（当該指標が単純平均型のものである場合は、原則として、当該指標の全構成銘柄）の有価証券その他の資産（信用性その他の事項を勘案し、公益又は投資者保護の観点から、当取引所が投資信託財産等として適当でないと認めるものを除く。以下このdの2における「有価証券」において同じ。）又は当該各銘柄の価格に連動する投資成果を目的として発行された有価証券が投資信託財産等に組み入れられることが見込まれること。
(2)	特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券が投資信託財産等に組み入れられることが見込まれること。
(3)	新規上場申請銘柄の一口あたりの純資産額と特定の指標との間に高い相関があり、当該指標の変動が当該一口あたりの純資産額に適正に反映されると見込まれること。

※（３）については、新規上場申請銘柄が、デリバティブ取引に係る権利や商品投資等取引に係る権利を用いて以下のような仕組みにより運用することなどが考えられます。

- ・ 投資信託財産等の金銭の一部を証拠金とするデリバティブ取引で運用し、当該デリバティブの価格を純資産額に反映することで一口あたりの純資産額と特定の指標の変動率を一致させる仕組み。
- ・ 主として債券等に投資を行って、リンク債の発行者やOTCデリバティブの相手方（いわゆる「カウンター・パーティー」）に対して当該投資から発生する金利収入を支払い、カウンター・パーティーから特定の指標のリターンを受け取る方法を利用することで、一口あたりの純資産額と特定の指標の変動率を一致させる仕組み。

※当取引所では、このような新規上場申請銘柄については、上場審査のための提出書類「新規上場申請銘柄に係る確認事項について」において、主に以下の観点について詳細を説明していただき、一口あたりの純資産額と特定の指標との間に高い相関性を確保する仕組みがあるかどうかの審査を行います。

- ・ 投資運用対象となる投資信託財産等の内容（デリバティブに係る権利や商品投資等取引に係る権利の内容）
- ・ 運用方針・方法
- ・ 乖離を防止するための対応等
- ・ 運用に関する実績やシミュレーションの結果がある場合にはその内容

（５）信用リスクがあるETFに関する上場審査（有第1104条第1項第2号dの4を準用）

当取引所では、特定の指標に連動する投資成果を目指す手法として、「組入有価証券」や「組入債権」を投資信託財産等に組み入れる新規上場申請銘柄（指標連動有価証券組入型ETF）については、上場後継続的に運用が行われる見込みがあるかどうか及び、カウンター・パーティーの信用状況等に関する管理体制等が管理会社において適切に整備されているかどうか、について上場審査を行います。

※組入有価証券：特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券（いわゆる「リンク債」等）

※組入債権：特定の指標に連動する投資成果を目的として締結された特定の者との契約に係る権利（いわゆる「OTCデリバティブ」等）

※カウンター・パーティー：組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方（当該組入有価証券又は当該組入債権に係る保証者がある場合にあっては、保証者）

新規上場申請銘柄について、上場後継続的にカウンター・パーティーによる運用が行われる見込みがあるかどうか（新規上場申請銘柄の投資信託財産等の運用の継続に支障を来すおそれがある具体的な状況があるかどうか）に関する上場審査は、以下の①aからdまでの観点から行います。また、カウンター・パーティーの信用状況等に関する管理体制等に関する上場審査は、以下の②aからeまでの観点から行います。

①継続的な運用に関する上場審査

上場審査等に関するガイドラインⅦ 10. (1)	審査の観点
<p>a カウンター・パーティーが作成する直近の財務諸表等又は中間財務諸表等（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等）に継続企業の前提に関する事項が注記されていないこと。</p>	<p>・カウンター・パーティーが作成する財務諸表等や中間財務諸表等（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等）のうち直近のものにおいて、継続企業の前提に関する事項（いわゆるGC注記）が記載されていないことが必要となります。</p> <p>※カウンター・パーティーとは、組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方のことをいいますが、当該組入有価証券又は当該組入債権に係る保証者がある場合においては保証者のことをいいます。</p>
<p>b カウンター・パーティーが作成する直近の財務諸表等又は中間財務諸表等に添付される監査報告書若しくは中間監査報告書（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等に添付さ</p>	<p>・カウンター・パーティーが作成する直近の財務諸表等や中間財務諸表等に係る監査報告書や中間監査報告書（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書）のうち直近のものにおいて、公認会計士等の無限定適正意見等が記載されていること又は比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の限定付適正意見等が記載されていることが必</p>

上場審査等に関するガイドラインⅦ 10. (1)	審査の観点
<p>れる四半期レビュー報告書)において、公認会計士等の「無限定適正意見」若しくは「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」(カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定の結論」)が記載されていること又は監査報告書若しくは中間監査報告書(カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期レビュー報告書)において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」が記載されていること。</p>	<p>要となります。</p> <p>※ここでの無限定適正意見等とは、監査報告書における「無限定適正意見」、中間監査報告書における「中間財務諸表が有用な情報を表示している旨の意見」、四半期レビュー報告書における「無限定の結論」を指します。</p> <p>※ここでの限定付適正意見等とは、監査報告書における「限定付適正意見」、中間監査報告書及び四半期レビュー報告書における「除外事項を付した無限定の結論」を指します。</p>
<p>c カウンター・パーティーが直近の事業年度又は中間会計期間(カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間)の末日において債務超過の状態でないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンター・パーティーが事業年度又は中間会計期間(カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期会計期間)の末日のうち直近の日において、債務超過でないことが必要となります。 ・当該基準については、カウンター・パーティーの最近の事業年度の財務諸表等を用いて確認します。
<p>d その他継続的な運用に支障を来たすおそれがある具体的な要因が認められないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前記aからcまでの基準のほか、カウンター・パーティーが継続的な運用に支障を来たすおそれがある具体的な要因が認められないことが必要となります。 ・支障を来たすおそれがある具体的な要因とは、カウンター・パーティーに関する信用リスクが高まった結果、当該カウンター・パーティーの破綻が懸念される状況である場合や、信用格付の引下げが検討されている状況である場合などが考えられます。 ・当該項目については、管理会社による説明資料、カウンター・パーティーによる公表資料、報道資料等を用いて確認します。

②信用状況等に関する管理体制やその他の適切な体制に関する上場審査

上場審査等に関するガイドラインⅦ 10. (2)	審査の観点
<p>a カウンター・パーティー等の適切な選定基準が整備されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規上場申請銘柄に係る管理会社は、当該新規上場申請銘柄の運用の継続性を確保し、運用資産の毀損の可能性を軽減するために、カウンター・パーティー等の適切な選定基準を整備した上で、当該選定基準に基づいて適切な運用を行う必要があります。 ・新規上場申請銘柄の運用の継続性を確保し、運用資産の毀損の可能性を軽減するという目的に照らして、カウンター・パーティー等を選定する際における、財務状況の健全性、適切な信用格付の内容、政府保証の有無等の当該カウンター・パーティー等が充足する条件が整備されていることが求められます。 <p>※カウンター・パーティー等とは、組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方と、当該組入有価証券又は当該組入債権に係る保証者がある場合においては、当該保証者の両方をいいます。</p>
<p>b 特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の権利の内容又は契約に係る権利の内容がその選定基準に照らして適切なものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券や組入債権の内容や契約に係る権利の内容が、その選定基準に照らして適切なものであるかどうか（選定基準に基づいて適切な運用がなされているかどうか）を、管理会社の実務に照らして確認します。
<p>c カウンター・パーティー等の財務状況等に係る管理体制が適切に整備されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理会社は、カウンター・パーティー等の財務状況や信用格付が変化した場合に、当該状況を反映した投資運用を機動的に行う必要があると考えられます。 ・機動的な運用を行うために、カウンター・パーティー等の財務状況や信用格付の状況を適時適切にモニタリングするための体制が整備されているかどうかを確認します。
<p>d カウンター・パーティー等の財務状況等の著しい悪化が明らかになった場合における投資信託財産等の毀損の可能性を軽減させるための措置及び毀損が生じた場合の対応が適切に整備されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上場ETFに係るカウンター・パーティー等が破綻することなどによって、当該ETFの運用資産に毀損が生じることが考えられます。したがって、管理会社は、カウンター・パーティー等の破綻のおそれ等が発生した場合は、例えば、運用対象となるリンク債の速やかな入替えを行ったり、発生した状況に応じて契約内容を見直したり、必要と認められる場合に適切なタイミングで運用資産について担保設定を行うことなど、適切に対応する必要があると考えられます。
<p>e 管理会社又はその関係者がカウンター・パーティー等に関する情報を配信する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンター・パーティー等の信用状況に関する情報は、広く一般に配信されている必要があります。そこで、カウンター・パーティー等自身等

上場審査等に関するガイドラインⅦ 10. (2)	審査の観点
<p>場合によっては、当該情報の内容及び配信方法が適切なものであること。</p>	<p>により配信が行われていない場合には、これらの情報を管理会社又はその関係者が配信する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このような場合においては、当該情報の内容や配信方法が適切なものであるかどうかについて確認します。具体的には、カウンター・パーティー等の財務状況や信用格付の内容をホームページ等で、継続的に分かりやすく最新の情報を配信しているかどうかを確認します。

(6) 外国ETF等サポート・メンバー制度について（有第1104条第2項第6号b）**◆有価証券上場規程第1104条第2項第6号b**

当取引所の市場における外国ETFの流通の確保のために、新規上場申請銘柄の上場の時までに業務規程第68条に規定する当取引所が指定する取引参加者が指定される見込みがあること。

◆業務規程第68条

（外国株券等の円滑な流通の確保）

外国株券、投資信託受益証券、投資証券、内国商品信託受益証券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券（以下この条において「外国株券等」という。）について、幹事金融商品取引業者等（幹事である金融商品取引業者をいい、指標連動型投資信託受益証券にあつては、指定参加者（募集の取扱いを行う者をいう。）をいい、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国証券信託受益証券（外国法人の発行する株券を信託財産とするものを除く。）及び外国受益証券発行信託の受益証券にあつては、当取引所が定めるところにより当取引所が指定する取引参加者をいう。）である取引参加者は、当取引所の市場における当該外国株券等の円滑な流通の確保に努めるものとする。

(1) 外国ETF等サポート・メンバー制度の概要

当取引所は、2008年7月に外国ETF等サポート・メンバー制度を導入いたしました¹。

外国ETF等サポート・メンバー制度は、外国ETFについて株式における主幹事証券会社や内国ETFにおける指定参加者のような流動性維持に関与する存在がないことから、取引参加者において、外国ETFの流動性の向上について支援が可能な取引参加者を確保するため、取引参加者からの任意の申請に基づき、当取引所が銘柄ごとに外国ETF等サポート・メンバー及びそれに準じる準サポート・メンバー（以下「外国ETF等サポート・メンバー等」といいます。）を指定する制度です。

当取引所が外国ETF等サポート・メンバー等に指定した取引参加者の皆様には、当該指定に係る外国ETFについて、円滑な流通の確保に努めていただき、とりわけ、受益者の分布の状況が不均衡な上場直後の期間においては、流通が不安定とならないよう、適正な値段及び数量の売買²を行うことに努めていただくこととなります。当該制度においては発注時間や数量など売買に関する義務内容は特に定めず、当該銘柄の特性、市場の状況等を勘案して、当該外国ETF等サポート・メンバー等が適当と判断する可能な範囲内で、当該銘柄に発注をしていただき、当該銘柄の流動性のご支援をお願いするものです。

また、外国ETF等サポート・メンバー等である取引参加者が、自身では円滑な流通の確保に係る注文を行わず、第三者のマーケット・メイク業者（海外業者を含む）等より、一定の契約関係に基づいて円滑な流通の確保に係る注文を受託することもできます。

なお、上場制度上、外国ETFの新規上場申請者に対しては、新規上場時に外国ETF等サポート・メンバー等の指定が行われる見込みがあることを求めています。したがって、上場申請時には事前

¹ 2011年4月1日の制度改正（JDR形式による指標連動証券の上場制度の整備等に伴う業務規程等の一部改正）により「外国ETFサポート・メンバー制度」から改称。

² 対象ETF及び対象ETFのヘッジに使用する金融商品等の相場状況、値段等の取引条件、ポジション・リスク等を考慮して、取引参加者が適正と考える値段及び数量の範囲内で呼値を行うことをいいます。

に外国ETF等サポート・メンバー等の申請を行う取引参加者各社との調整が必要となりますので、ご留意ください。

(2) 外国ETF等サポート・メンバー等の指定・辞退の手続き

①外国ETF等サポート・メンバー等への指定

外国ETF等サポート・メンバー等の指定を希望される取引参加者におかれましては、指定を希望される銘柄ごとに、それぞれ「外国ETF等サポート・メンバー指定申込書」又は「外国ETF等準サポート・メンバー指定申込書」（以下「指定申込書」といいます。）の提出をお願いいたします。それぞれの指定申込書は弊社のTarget「フォーマット集」にある参考様式³になります。

なお、外国ETF等サポート・メンバーの指定を希望される取引参加者におかれましては、指定申込書の提出の際に、併せて円滑な流通の確保のための注文発注に関する方針について記載した書面（「円滑な流通の確保に関する基本方針」（様式自由））の提出をお願いいたします。当該書面には、外国ETF等サポート・メンバーの指定を希望される取引参加者において、「当該銘柄に係る売呼値及び買呼値を行うこと」、「円滑な取引成立の観点から、値段等の取引条件を勘案して当該取引参加者が適当と判断する範囲内で、既に行われている当該銘柄の呼値に対当する呼値を行うこと」のいずれかについて努める旨など、円滑な流通の確保のための基本的な方針を可能な範囲で記載ください。外国ETF等サポート・メンバーは、当該基本方針に従って円滑な流通の確保に努めることが期待されます⁴。なお、当該書面は公表いたしません。

外国ETF等準サポート・メンバーの指定を希望される取引参加者におかれましては、「円滑な流通の確保に関する基本方針」の提出は不要です。ただし、当該書面の提出を妨げるものではございません。なお、当該書面は公表いたしません。

また、外国ETF等サポート・メンバー等の指定を希望される取引参加者が、自身では円滑な流通の確保に係る注文を行わず、第三者のマーケット・メイク業者等より、一定の契約関係に基づいて円滑な流通の確保に係る注文を受託する場合⁵には、当該取引参加者と当該業者等の間の契約内容の概要が分かる書面等を併せて提出いただきます。

お申しいただいた取引参加者に対して、提出書面の確認等をさせていただいた後、当取引所から「外国ETF等サポート・メンバー指定通知書」「外国ETF等準サポート・メンバー指定通知書」をお送りさせていただきます。

なお、外国ETF等サポート・メンバー等の指定及びその維持にあたって、当取引所に対する追加的費用は発生しません。

³ 指定申込書の参考様式について、確認事項等に必要に応じて文言を追加すること（例えば、外国ETF等準サポート・メンバー指定申込書の確認事項において、「円滑な流通の確保に関する基本方針」を添付し、当該基本方針に基づき「円滑な流通の確保」に努める旨を追記していただくなど）は妨げませんが、参考様式に記載されている内容の変更・削除は、原則としてできません。

⁴ 当該書面に、対象ETF及び対象ETFのヘッジに使用する金融商品等の相場状況、値段等の取引条件、ポジション・リスク等に照らして円滑な流通の確保のための売り呼値、買い呼値の一方又は双方を行うことができない場合（システム障害、対象ETF又は対象ETFのヘッジに使用する金融商品等の価格に重大な影響を与える発表・報道や相場の急変等）について記載いただいた場合には、これらの記載に従って円滑な流通の確保を行うことが期待されます。

⁵ この場合には、指定申込書の確認事項に、①円滑な流通の確保に努める具体的な方法として、取引参加者が指定する第三者が行う注文を受託し、当該注文を当取引所市場に発注するとともに、②円滑な流通の確保のため、当該取引参加者が当該銘柄の呼値の状況に応じて当該第三者に適時適切に連絡を行うことに努める旨を追記していただきます（参考様式をご参照ください）。

②外国ETF等サポート・メンバー等の指定取消し

外国ETF等サポート・メンバー等の指定を受けた後、指定取消しを希望する場合には、指定取消しを希望する日（以下「指定取消日」といいます。）の1か月前までに、「外国ETF等サポート・メンバー指定取消し申込書」又は「外国ETF等準サポート・メンバー指定取消し申込書」の提出をお願いいたします。

当取引所は、提出書面の確認等をさせていただいた後、当取引所から「外国ETF等サポート・メンバー指定取消し通知書」又は「外国ETF等準サポート・メンバー指定取消し通知書」をお送りさせていただきます。

なお、投資者の混乱防止等の観点から、指定取消日は、外国ETF等サポート・メンバー等に指定された日から起算して6か月を経過した日以降の日としていただきますよう、お願いいたします。

上記外国ETF等サポート・メンバー等による指定取消し希望のほか、当取引所は、外国ETFの市場秩序の維持、投資者保護の観点から必要と認める場合には、指定を取り消すことがあります。

(3) 取引料の割戻し

外国ETF等サポート・メンバーの指定を受けた取引参加者につきましては、指定に係る銘柄における外国ETF等サポート・メンバーに指定された日以降の取引実績に応じて、取引料の割戻しをさせていただきます。

なお、外国ETF等準サポート・メンバーの指定を受けた取引参加者におかれましては、上記取引料の割戻しはございませんので、了承ください。

外国ETF等サポート・メンバーに対する具体的な取引料の割戻し額は、毎年4月から翌年3月末日までの間に外国ETF等サポート・メンバーが当取引所立会市場において行った、外国ETF等サポート・メンバーの指定に係る銘柄の売買⁶のうち、外国ETF等サポート・メンバーとして行ったものとして指定する注文に係る売買の取引代金の合計額⁷に、万分の0.261を乗じて算出した額（円単位未満の端数は切り捨てます。）となります。

ただし、外国ETF等サポート・メンバーの指定又は指定取消しの日が属する年度における取引料の割戻しについては、当該指定の日又は指定取消しの日を、それぞれ当該年度の初日又は最終日とします。割戻しの方法としては、毎年4月下旬を目途に、その前年度の取引料の引落日口座に振り込ませていただきます。

(4) その他

①外国ETF等サポート業務取扱担当者の届出

外国ETF等サポート・メンバー制度に関する諸連絡において、当取引所との連絡の窓口となっていただけの方として、「外国ETF等サポート業務取扱担当者届出書」に基づき、指定日までに「外国ETF等サポート業務取扱担当者」の届出をお願いいたします。

なお、外国ETF等サポート業務取扱担当者に変更が生じた場合は、その都度当該届出をお願いいた

⁶ 当該銘柄のToSTNeT市場における売買は含まれません。また、過誤訂正等のための売買（業務規程第41条に定める売買をいいます。）及び復活のための売買（業務規程第42条に定める売買をいいます。）を含みます。

⁷ 具体的には、外国ETF等サポート・メンバーが当該指定に係る銘柄の円滑な流通の確保のための注文を行う際、当該注文の「サポート・メンバー区分」を「1: サポート・メンバー注文」に設定して発注していただく必要があります。（それ以外の注文については「0: 設定なし」に設定して発注していただきます。）

します。

②外国ETF等サポート・メンバーの公表等

当取引所は、外国ETF等サポート・メンバーの指定又は指定取消しを行ったときには、その旨を各取引参加者に通知します。併せて、当取引所ホームページにおいても、その旨を公表します。

外国ETF等準サポート・メンバーにおかれましては、上記通知・公表は行いません。

③外国ETF等サポート・メンバー制度に関する様式の掲載

外国ETF等サポート・メンバー制度に係る以下の書類の様式につきましては、Target「届出書類」→「フォーマット集一覧」→「株式部（株式関係）」に掲載しています。

【Target「フォーマット集」掲載様式】

- 外国ETF等サポート・メンバー指定申込書（参考様式）
- 外国ETF等準サポート・メンバー指定申込書（参考様式）
- 外国ETF等サポート・メンバー指定取消し申込書
- 外国ETF等準サポート・メンバー指定取消し申込書
- 外国ETF等サポート業務取扱担当者届出書

4. 上場申請書類等

外国ETF及び外国商品現物型ETFの上場申請書類等は以下のとおりです。

※外国投資信託の受益証券に該当する外国ETF、外国投資証券に該当する外国ETF、外国商品現物型ETFでは、必要な書類が異なります。

※表の列タイトルにある「信託」は外国投資信託の受益証券に該当する外国ETF、「法人」は外国投資証券に該当する外国ETF、「商品」は外国商品現物型ETFを指し、各ETFで求める書類はそれぞれ「●」又は「○」が付されています。（「○」については、専用フォーマットとなります。）「ー」が付されている項目は書類の提出の必要はありません。

※申請書類のうち、当取引所が書面による提出が必要と認める書類等を除き、原則として、電磁的記録によりご提出ください。なお、申請受付時には、提出資料一覧をご作成のうえ、冒頭に申請会社代表者が記名押印し、書面でご提出ください。

※表の列タイトルにある「書面」は書面で提出いただく書類を指しています。

※表の列タイトルにある「部数」は、書面でご提出いただく際の部数となります。電子的記録でご提出いただく場合には、例えば部数が2部となっている場合であっても、電子データ1ファイルのご提出でかまいません。

※各フォーマットは下記の当取引所HPよりダウンロードしてください。

「ETF・新規上場申請者提出書類ダウンロード」

<https://www.jpx.co.jp/equities/products/etfs/format/index.html>

※各提出書類の記載内容については、本国等の法制度、実務慣行等を勘案します。

※下表に記載する上場申請書類のほか、前述の虚偽記載及び監査意見等に係る上場審査（有第1104条第2項第1号・有第1104条第5項第1号（有第1104条第1項第2号eを準用））のため、監査報告書の写し等の資料を別途にご提出いただくことがあります。

	信託	法人	商品	提出書類	書面	部数	提出時期	提出の根拠	備考
1	●	●	●	ETF上場契約書（第4-2様式）【所定】	●	1部	上場承認日の前営業日まで	有第1102条第1項（有第1101条）	・管理会社及び信託受託者（外国投資法人及び管理会社）からそれぞれご提出いただきます（連名ではありません。）。
2	●	○	○	有価証券新規上場申請書【所定】	●	1部	上場申請日	有第1103条第1項	・上場申請時において未確定である上場時の指定振替機関に預託されている預託口数及び預託口数に係る純資産総額は、確定した後「 <u>24. 上場申請有価証券預託口数確定通知書</u> 」でご連絡いただきます。
3	●	●	●	新規上場申請に係る宣誓書	●	1部	上場	有第1103条	

	信託	法人	商品	提出書類	書面	部数	提出時期	提出の根拠	備考
				(第4-5様式)【所定】			申請日	第1項(有施第1102条第2項)	
4	●	○	●	取引所規則の遵守に関する確認書【所定】	●	1部	上場申請日	有第1103条第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・管理会社(外国投資証券に該当する外国ETFにあっては、外国投資法人及び管理会社。)の代表者による署名をしていただきます。社印・代表者印は不要です。 ・当取引所に既にご提出いただいている場合には、提出の必要はありません。
5	●	●	●	指標に関する次のaからdまでに掲げる書類 a 指標の構成銘柄の一覧表 b 指標の算出要領 c 新規上場申請日の3年前の日以後の指標の構成銘柄の変更状況を記載した書類 d 指標の算出主体の企業属性等の基本情報を記載した書類。ただし、当該算出主体が上場ETFに係る指標の算出主体である場合には、添付を要しない。		1部	上場申請日	有第1103条第2項(有施第1103条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・新規上場申請銘柄に係る指標の算出主体が当取引所である場合は不要です。
6	●	○	○	新規上場申請銘柄に係る確認事項を記載した書類【参考様式】		1部	上場申請日	有第1103条第2項、同第4項(有施第1103条第2号、同2号の2)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該書類の記載内容は以下となります(外国商品現物型ETFは2と3のみ)。 1. 新規上場申請銘柄の一口あたりの純資産額と特定の指標の変動率を一致させるた

	信託	法人	商品	提出書類	書面	部数	提出時期	提出の根拠	備考
									<p>めの仕組み及び対応（有施第1103条第2号）</p> <p>2. 新規上場申請銘柄の上場後の円滑な流通が確保される見込み（有施第1103条第2号の2）</p> <p>3. ファンドの運営体制（有施第1103条第4項）</p> <p>4. カウンター・パーティー等の信用状況等に関する管理体制等（有施第1103条第4項）</p>
7	●	—	●	有第1104条第1項第3号の規定により管理会社が確約した書面【参考様式】	●	1部	上場申請日	有第1103条第2項（有施第1103条第3号）	<p>・当該書類の記載内容については（注1）をご参照ください。</p> <p>※信託受託者に関する情報の把握・開示等について</p>
8	—	—	○	有第1104条第4項第1号の3により信託の委託者が確約した書面【参考様式】	●	1部	上場申請日	有第1103条第2項（有施第1103条第3号の2a）	<p>・管理会社が信託受託者である場合に限りです。</p> <p>・当該書類の記載内容については（注2）をご参照ください。</p> <p>※当取引所の照会に応じることについて</p>
9	—	—	○	有第1104条第4項第4号（同条第5項第1号又は同条第6項による場合を含む。）の規定により管理会社が確約した書面【参考様式】	●	1部	上場申請日	有第1103条第2項（有施第1103条第3号の2b）	<p>・当該書類の記載内容については（注3）をご参照ください。</p> <p>※信託財産について</p>
10	—	—	○	有第1104条第5項第3号a（同条第6項による場合を含む。）の規定により管理会社が確約した書面【参考様式】	●	1部	上場申請日	有第1103条第2項（有施第1103条第3号の2c）	<p>・当該書類の記載内容については（注4）をご参照ください。</p> <p>・新規上場申請銘柄の発行に関する本国等の法令又は新規上場申請銘柄の信託約款において管理に関して投資者保護等の措置が講じられて</p>

	信託	法人	商品	提出書類	書面	部数	提出時期	提出の根拠	備考
									<p>いる場合（有第 1104 条第 5 項第 3 号 b に該当する場合）は、提出の必要はありません。</p> <p>※信託財産の管理等について</p>
11	●	●	●	投資信託約款、信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類		2 部	上場申請日	有第 1103 条第 2 項（有施第 1103 条第 4 号）	
12	●	●	●	外国ETF又は外国商品現物型ETFの設定又は発行が適法であることについての法律専門家の法律意見書及び当該意見書に掲げられた関係法令の関係条文		1 部	上場申請日	有第 1103 条第 2 項（有施第 1103 条第 5 号 a）	
13	●	●	●	有価証券新規上場申請書に記載された代表者が外国ETF又は外国商品現物型ETFの上場に関し、正当な権限を有する者であることを証する書類	●	1 部	上場申請日	有第 1103 条第 2 項（有施第 1103 条第 5 号 b）	
14	●	●	●	管理会社若しくは外国投資法人の代理人等を選定していること又は当該代理人等から受託する旨の内諾を得ていることを証する書面	●	1 部	上場申請日	有第 1103 条第 2 項（有施第 1103 条第 5 号 c）	
15	●	●	●	外国ETF又は外国商品現物型ETFが設定又は発行された国の法令に基づき、外国ETF又は外国商品現物型ETFの設定又は発行		1 部	上場申請日	有第 1103 条第 2 項（有施第 1103 条第 5 号 d）	

	信託	法人	商品	提出書類	書面	部数	提出時期	提出の根拠	備考
				について承認、認可、許可、届出又はこれらに相当するものが行われている旨を証する書面の写し					
16	●	●	●	当該外国ETF、当該外国ETF信託受益証券、当該外国商品現物型ETF及び当該外国商品現物型ETF信託受益証券に係る業務規程施行規則第32条の2第1項に規定する取引参加者の申込みを証する書面の写し	●	1部	上場申請日	有第1103条第2項（有施第1103条第5号e）	<ul style="list-style-type: none"> ・業務規程施行規則第32条の2第1項に規定する取引参加者とは、外国ETF等サポート・メンバーをいいます。 ※外国ETF等サポート・メンバー制度の詳細については「<u>3. 上場審査の内容（6）外国ETF等サポート・メンバー制度について</u>」の欄をご参照ください。
17	●	●	●	有第1103条第3項の規定により管理会社（外国投資証券に該当する外国ETFの場合は外国投資法人）が提出する書類		備考	備考	有第1103条第3項（有施第1104条）	・当該書類の内容、部数及び提出時期については（注5）をご参照ください。
18	●	●	●	有価証券報告書（ドラフト）		2部	上場申請日	有第1103条第4項	
19	●	●	●	有価証券届出書（ドラフト）		2部	上場申請日	有第1103条第4項	
20	●	●	●	反社会的勢力との関係がないことを示す確認書【参考様式】	●	1部	上場申請日	有第1103条第4項	<ul style="list-style-type: none"> ・管理会社及び信託受託者（外国投資法人及び管理会社）からそれぞれご提出いただきます（連名ではありません）。 ・当取引所に既にご提出いただいている場合には、提出の必要はありません。
21	●	●	●	商品概要書（ドラフト）		1部	上場申請日	有第1103条第4項	
22	●	●	●	貸借取引制度の運営にかかる協力を確約する書面	●	2部	上場承認まで		<ul style="list-style-type: none"> ・提出者：管理会社 ・提出先：当取引所及び日本証

	信託	法人	商品	提出書類	書面	部数	提出時期	提出の根拠	備考
									<p align="center"><u>券金融株式会社</u></p> <p>・当該書類の記載内容については（注6）をご参照ください。</p>
23	●	●	—	指標連動有価証券等組入型ETFに係る管理体制等に関する報告書【参考様式】		1部	上場承認後直ちに	有第1103条第6項	<p>・当該書類の記載内容については（注7）をご参照ください。</p> <p>※当該書類は新規上場申請銘柄が、有価証券上場規程第1001条第13号に規定する指標連動有価証券等組入型ETFに該当する場合のみ提出いただきます。</p>
24	●	●	●	上場申請有価証券預託口数確定通知書【参考様式】		1部	確定後すみやかに	有第1103条第1項	

（注1）

「7：有第1104条第1項第3号の規定により管理会社が確約した書面」とは、新規上場申請銘柄に係る管理会社が、以下の事項について確約した書面となります。

- a 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。
- b 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報について第1107条の規定に従い開示を行うこと。
- c 新規上場申請銘柄に係る管理会社が第1107条の規定に従い信託受託者に関する情報の開示を行うことについて当該信託受託者が同意していること。

（注2）

「8：有第1104条第4項第1号の3により信託の委託者が確約した書面」とは、新規上場申請銘柄に係る信託の委託者が、「商品の拠出状況等に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合に、直ちに照会事項について正確に報告すること」を確約した書面となります。

（※管理会社が信託受託者である場合に限り。）

（注3）

「9：有第1104条第4項第4号の規定により管理会社が確約した書面」とは、新規上場申請銘柄に係る管理会社が、「新規上場申請銘柄の信託財産について、その総資産のうち95%以上について、特定の商品を組み入れる旨」を確約した書面となります。

（注4）

「10：有第1104条第5項第3号aの規定により管理会社が確約した書面」とは、新規上場申請銘柄に係る管理会社が、以下の事項について確約した書面となります。

- ・新規上場申請銘柄に係る受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた商品その他の財産の管理又は処分の指図を行うことについて、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は当

該新規上場申請銘柄に係る商品の取引の信用を失墜させることのないよう適切に行う旨

（注5）

「17：有第1103条第3項の規定により管理会社が提出する書類」の内容、部数及び提出時期は以下のとおりです。

- (1) 新規上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、内閣総理大臣等に新規上場申請銘柄の募集又は売出しに関する届出又は通知書の提出を行った場合
次のaからdまでに掲げる書類の写し各2部（bに掲げる書類の写しについては1部）
 - a 有価証券届出書（添付書類を含む。訂正届出書についても同様。）
 - b 有価証券届出効力発生通知書
 - c 有価証券通知書（変更通知書を含む。）
 - d 届出目論見書及び届出仮目論見書
- (2) 新規上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、内閣総理大臣等に次のa又はbに掲げる書類を提出した場合
 - a 有価証券報告書（訂正報告書を含む。）及びその添付書類
 - b 半期報告書（訂正報告書を含む。）
その写し各2部
- (3) 新規上場申請に係る募集又は売出しを行った場合
当取引所所定の「募集又は売出実施通知書」
（※当該通知書の提出は、上場の時までに行えば足りるものとします。）

（注6）

「22：貸借取引制度の運営にかかる協力を確約する書面」とは、

「貸借取引を行うために十分な量の受益証券の借入れが可能であると認められること」（有第1104条第1項第2号dの3（a））を充足するための手続きとして、必要となる書面となります。受益証券又は外国投資証券を多数保有する機関等と調整したうえで、当該書面を当取引所及び日本証券金融株式会社それぞれに1部ずつご提出いただきます。

（注7）

「23：指標連動有価証券等組入型ETFに係る管理体制等に関する報告書」に関しては、以下の項目についてご記載いただきます。

- (1) カウンター・パーティー等の信用状況に関する管理体制
 - 1 カウンター・パーティー等の選定基準
 - 2 カウンター・パーティー等の財務状況等に係る管理体制
 - 3 カウンター・パーティー等の財務状況等の著しい悪化が明らかになった場合における投資信託財産等の毀損の可能性を軽減させるための措置及び毀損が生じた場合の対応に係る体制
- (2) カウンター・パーティー等に関する情報の配信に係る体制（情報の配信方法等）

（※カウンター・パーティー等とは、組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方と、当該組入有価証券又は当該組入債権に係る保証者がある場合においては、当該保証者の両方をいいます。）

II 適時開示

1. 適時開示項目

外国ETF（外国投資信託の受益証券に該当する外国ETF）及び外国商品現物型ETFの適時開示項目は以下のとおりです。

※外国投資証券に該当する外国ETFについては別途記載しています。

フォーマットは下記の当取引所HPよりダウンロードしてください。

「ETF適時開示書類ダウンロード」

<https://www.jpx.co.jp/equities/products/etfs/format/index.html>

【外国ETF及び外国商品現物型ETF】

種類	内容 (外国ETF及び外国商品現物型ETF)	開示の根拠	備考
管理会社 決定事実	売出し	有第1107条第2項第1号a(a)	
	上場ETFに係る受益権の併合又は分割	有第1107条第2項第1号a(a)の2	・流通市場に混乱をもたらすおそれ又は受益者の利益の侵害をもたらすおそれのある上場ETFに係る受益権の併合又は分割は行わないものとします。(有第1110条の2第1項)
	外国投資信託に必要な資金の借入れ	有第1107条第2項第1号a(b)、有施第1109条第2項第3号	・投資信託、外国投資信託又は信託に必要な資金の借入れのうち、信託設定に伴う消費税等の支払いに係る借入れに該当する場合は開示の対象ではありません。
	投資信託約款若しくは信託約款若しくはこれに類する書類の変更又は投資信託契約若しくは信託契約の解約	有第1107条第2項第1号a(c)、有施第1109条第2項第1号	・投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除きます。具体的には投資信託約款の変更理由が次のaからcまでのいずれかに該当する場合があります。 a 法令の改正等に伴う記載表現のみの変更

種類	内容 (外国ETF及び外国商品現物型ETF)	開示の根拠	備考
			<ul style="list-style-type: none"> b 本店所在地の変更 c その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が認める理由
	上場ETFの名称の変更	有第1107条第2項第1号a(c)の2	
	国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対するETFの上場の廃止に係る申請	有第1107条第2項第1号a(d)	
	管理会社の合併	有第1107条第2項第1号a(e)	
	管理会社の破産手続開始の申立て	有第1107条第2項第1号a(f)	
	管理会社の解散（合併による解散を除く。）	有第1107条第2項第1号a(g)	
	管理会社の金融商品取引業又はこれに類する業の廃止	有第1107条第2項第1号a(h)	
	管理会社の会社分割（事業の全部を承継させる場合に限る。）	有第1107条第2項第1号a(j)	
	管理会社の事業の全部の譲渡	有第1107条第2項第1号a(k)	
	管理会社が法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等（注1）に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出	有第1107条第2項第1号a(l)（有施第1109条第2項第2号）	<ul style="list-style-type: none"> ・投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除きます。 ・詳細は（注2）をご参照ください。
	有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認	有第1107条第2項第1号a(m)	

種類	内容 (外国ETF及び外国商品現物型ETF)	開示の根拠	備考
	会計士等の異動		
	追加信託、一部解約若しくは交換又は上場ETFの買取りを臨時に停止することとしたこと。	有第1107条第2項第1号a(p)	
	指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務における取扱いの対象とならないこと	有第1107条第2項第1号a(r)	
	信託の分割	有第1107条第2項第1号a(r)の2	・外国商品現物型ETFのみが開示対象となります。
	管理会社が、管理会社としての業務に必要な免許、認可又は登録等について、内閣総理大臣等（注1）により失効、取消し又は変更登録等を受け、管理会社としての業務を行わないこととなること	有第1107条第2項第1号a(s)	
	上場ETF又は管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	有第1107条第2項第1号a(t)	・詳細は（注3）をご参照ください。
管理会社 発生事実	法第51条又は法第52条の2の規定による業務改善命令又はこれに類する処分	有第1107条第2項第1号b(a)	
	上場廃止の原因となる事実（第1112条第1項第1号に掲げる事由に係るものに限る。）	有第1107条第2項第1号b(b)	
	法又は外国の法令に基づく内閣総理大臣等（注1）の認可、承認又は処分	有第1107条第2項第1号b(c)	
	有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、その内容を開示した場合を除く。）	有第1107条第2項第1号b(d)	

種類	内容 (外国ETF及び外国商品現物型ETF)	開示の根拠	備考
	2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明 府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書 を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣 総理大臣等（注1）に対して、法第24条第1項又 は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる 見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかつ たこと並びにこれらの開示を行った後提出したこ と。	有第1107条第2項第1 号b(e)	
	上場ETF又は当該管理会社の運営、業務若しくは 財産に関する重要な事実であって投資者の投資判 断に著しい影響を及ぼすもの	有第1107条第2項第1 号b(h)	・詳細は（注3）をご参照くだ さい。
信託受託 者決定事 実	国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等 に対するETFの上場の廃止に係る申請	有第1107条第2項第1 号c(a)	
	上場ETF又は信託受託者の運営、業務若しくは財 産に関する重要な事項であって投資者の投資判断 に著しい影響を及ぼすもの	有第1107条第2項第1 号c(b)	
信託受託 者発生事 実	上場廃止の原因となる事実（第1112条第1項第2 号に掲げる事由に係るものに限る。）	有第1107条第2項第1 号d(a)	
	上場ETF又は信託受託者の運営、業務若しくは財 産に関する重要な事項であって投資者の投資判断 に著しい影響を及ぼすもの	有第1107条第2項第1 号d(b)	
決算	上場ETFに係る特定期間又は中間特定期間に係 るファンドの決算の内容が定まった場合	有第1107条第2項第1 号e	
格付変更 等	上場指標連動有価証券等組入型ETFにあつては、 次の(a)から(i)までに掲げる事実がカウンター・ パーティーに発生した場合（当該カウンター・ パーティーが保証者である場合は、当該保証者に (a)から(g)まで又は(i)に掲げる事実が発 生したとき）であつて、当該事実がカウンター・パ ーティーに発生したことを把握したとき	有第1107条第2項第1 号eの2	※カウンター・パーティー、組 入有価証券及び組入債権の 詳細については、「I上場審 査 3. 上場審査の内容 (5) 信用リスクがあるET Fに関する上場審査」をご覧 ください。

種類	内容 (外国ETF及び外国商品現物型ETF)	開示の根拠	備考
	<p>(a) 信用格付の変更又は組入有価証券に係る格付の変更（取得している場合に限る。）</p> <p>(b) 財務諸表等又は中間財務諸表等（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等）に継続企業の前提に関する事項が注記されることとなったこと。</p> <p>(c) 事業年度又は中間会計期間（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間）の末日において債務超過の状態又はこれに準ずる状態になったこと。</p> <p>(d) 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書）において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨）が記載されることとなったこと。</p> <p>(e) 事業活動の停止、解散又はこれに準ずる状態になったこと。</p> <p>(f) 発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停</p>		

種類	内容 (外国ETF及び外国商品現物型ETF)	開示の根拠	備考
	<p>止されたこと又は停止されることが事実となったこと。</p> <p>(g) 法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至ったこと又はこれに準ずる状態になったこと。</p> <p>(h) 組入有価証券又は組入債権に係る期限の利益の喪失</p> <p>(i) 当該有価証券の発行者又は当該契約の相手方の財務状況に関する重要な事実</p>		
その他	<p>本邦以外の地域において、上場ETFの流通に重大な影響を与える事実が発生した場合</p>	<p>有第1107条第2項第1号f</p>	
	<p>上場ETFの一口あたりの純資産額と市場価格又は特定の指標との間に重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合</p>	<p>有第1107条第2項第1号i</p>	<p>・詳細は(注4)をご参照ください。</p>

【外国投資証券に該当する外国ETF】

種類	内容 (外国投資証券に該当する外国ETF)	開示の根拠	備考
外国 投資法人 決定事実	上場ETFに係る投資口又は受益権の売出し	有第1107条第2項第2号a(a)	・上場ETFが投資法人債券に類する外国投資証券である場合は適用除外となります。
	上場ETFに係る投資口の併合又は分割	有第1107条第2項第2号a(b)	<ul style="list-style-type: none"> ・流通市場に混乱をもたらすおそれ又は投資主の利益の侵害をもたらすおそれのある上場ETFに係る投資口の併合又は分割は行わないものとします。(有第1110条の2第1項) ・上場ETFが投資法人債券に類する外国投資証券である場合は適用除外となります。
	投資法人債権に類する外国投資証券の募集又は資金の借入れ	有第1107条第2項第2号a(c)	
	合併	有第1107条第2項第2号a(d)	
	規約若しくはこれに類する書類の変更又は解散	有第1107条第2項第2号a(e) 有施第1109条第2項第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除きます。具体的には投資信託約款の変更理由が次のaからcまでのいずれかに該当する場合をいいます。 a 法令の改正等に伴う記載表現のみの変更 b 本店所在地の変更 c その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なも

種類	内容 (外国投資証券に該当する外国ETF)	開示の根拠	備考
			のとして当取引所が認める理由
	上場ETFの名称の変更	有第1107条第2項第2号a(e)の2	
	国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対する当該外国ETFの上場の廃止に係る申請	有第1107条第2項第2号a(f)	
	破産手続開始又は再生手続開始の申立て	有第1107条第2項第2号a(g)	
	法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等(注1)に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出	有第1107条第2項第2号a(h)、有施第1109条第2項第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除きます。 ・詳細は(注2)をご参照ください。
	有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動	有第1107条第2項第2号a(i)	
	追加発行又は上場ETFの買取りを臨時に停止することとしたこと	有第1107条第2項第2号a(j)	
	当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務又は振替業における取扱いの対象とならないこと	有第1107条第2項第2号a(k)	
	外国投資法人としての業務に必要な免許、認可又は登録等について、法又は外国の法令に基づき失効、取消し又は変更登録等を受けることにより、外国投資法人としての業務を行わないこととなること	有第1107条第2項第2号a(l)	

種類	内容 (外国投資証券に該当する外国ETF)	開示の根拠	備考
	上場ETF又は当該外国投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	有第1107条第2項第2号a(m)	・詳細は(注3)をご参照ください。
外国 投資法人 発生事実	法又は外国の法令に基づく内閣総理大臣等(注1)の認可、承認又は処分	有第1107条第2項第2号b(a)	
	上場廃止の原因となる事実(第1112条第3項第1号又は第2号に掲げる事由に係るものに限る。)	有第1107条第2項第2号b(b)	
	有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動(業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。))において、有第1107条第2項第2号aの規定に基づきその内容を開示した場合を除く。)	有第1107条第2項第2号b(c)	
	2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等(注1)に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。	有第1107条第2項第2号b(d)	
	上場ETF又は当該外国投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	有第1107条第2項第2号b(e)	・詳細は(注3)をご参照ください。
管理会社 決定事実	国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対するETFの上場の廃止に係る申請	有第1107条第2項第2号c(a)	
	当該管理会社の合併	有第1107条第2項第2号c(b)	

種類	内容 (外国投資証券に該当する外国ETF)	開示の根拠	備考
	当該管理会社の破産手続開始の申立て	有第1107条第2項第2号c(c)	
	当該管理会社の解散(合併による解散を除く。)	有第1107条第2項第2号c(d)	
	当該管理会社の会社分割(事業の全部を承継させる場合に限る。)	有第1107条第2項第2号c(e)	
	当該管理会社の事業の全部の譲渡	有第1107条第2項第2号c(f)	
	当該管理会社が、法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等(注1)に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出	有第1107条第2項第2号c(g)、有施第1109条第2項第2号	・投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除きます。詳細は(注2)をご参照ください。
	当該管理会社が、管理会社としての業務に必要な免許、認可又は登録等について、法又は外国の法令に基づき失効、取消し又は変更登録等を受けることにより、管理会社としての業務を行わないこととなること	有第1107条第2項第2号c(h)	
	上場ETF又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	有第1107条第2項第2号c(i)	
管理会社 発生事実	法又は外国の法令に基づく内閣総理大臣等(注1)の認可、承認又は処分	有第1107条第2項第2号d(a)	
	上場廃止の原因となる事実(第1112条第3項第3号に掲げる事由に係るものに限る。)	有第1107条第2項第2号d(b)	
	上場ETF又は当該管理会社の運営、業務若し	有第1107条第2項第2	

種類	内容 (外国投資証券に該当する外国ETF)	開示の根拠	備考
	くは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	号d(c)	
決算	上場ETFに係る外国投資法人の営業期間又は中間営業期間のファンドの決算の内容が定まった場合	有第1107条第2項第2号e	
格付変更等	<p>上場指標連動有価証券等組入型ETFにあつては、次の(a)から(i)までに掲げる事実がカウンター・パーティーに発生した場合(当該カウンター・パーティーが保証者である場合は、当該保証者に(a)から(g)まで又は(i)に掲げる事実が発生したとき)であつて、当該事実がカウンター・パーティーに発生したことを把握したとき</p> <p>(a) 信用格付の変更又は組入有価証券に係る格付の変更(取得している場合に限る。)</p> <p>(b) 財務諸表等又は中間財務諸表等(カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期財務諸表等)に継続企業の前提に関する事項が注記されることとなったこと。</p> <p>(c) 事業年度又は中間会計期間(カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間)の末日において債務超過の状態又はこれに準ずる状態になったこと。</p> <p>(d) 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書(カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書)において、公認会計士等によって、</p>	有第1107条第2項第2号eの2	※カウンター・パーティー、組入有価証券及び組入債権の詳細については、「I上場審査 3上場審査の内容(5)信用リスクがあるETFに関する上場審査」をご覧ください。

種類	内容 (外国投資証券に該当する外国ETF)	開示の根拠	備考
	<p>監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨）が記載されることとなったこと。</p> <p>(e) 事業活動の停止、解散又はこれに準ずる状態になったこと。</p> <p>(f) 発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止されたこと又は停止されることが確実となったこと。</p> <p>(g) 法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至ったこと又はこれに準ずる状態になったこと。</p> <p>(h) 組入有価証券又は組入債権に係る期限の利益の喪失</p> <p>(i) 当該有価証券の発行者又は当該契約の相手方の財務状況に関する重要な事実</p>		
その他	<p>本邦以外の地域において、上場ETFの流通に重大な影響を与える事実が発生した場合</p> <p>上場ETFの一口あたりの純資産額と市場価格又は特定の指標との間に重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合</p>	<p>有第1107条第2項第2号f</p> <p>有第1107条第2項第2号h</p>	<p>・詳細は（注4）をご参照ください。</p>

（注1）

「内閣総理大臣等」とは、「内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者

（外国会社その他の外国の者にあつては、これらに相当する外国の行政庁を含む。）をいいます。

（注2）

「当該管理会社又は当該外国投資法人が法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出」について

（1）有価証券上場規程に基づく開示義務

上場ETFに係る管理会社（外国投資証券に該当する外国ETFとなる場合は外国投資法人及び管理会社）が法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出を行うことを決定した場合には、有第1107条第2項第1号a（1）、同項2号a（h）又は同号c（g）に基づく開示が必要となります。

ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと東証が認める場合は、開示は不要です。軽微と認められるものとしては、以下の事項（外国ETFの場合には以下の事項に類するもの）が含まれます。

なお、当該開示事項を開示した後に、開示された内容に関して中止及び変更を決定した場合には「開示事項の中止・変更」としての開示が必要です。また、開示された内容について過誤や外部からの指摘により訂正が必要であると判断した場合には、速やかに正しい内容を「開示事項の訂正」として開示することが必要です。

- ・ 資本金の変更（減資の場合を除く）
- ・ 業務方法書の変更における、投資情報として重要性が乏しいもの
例：投資信託委託会社の組織図、苦情の解決のための体制
- ・ 親法人等、子法人等の異動（親会社、投資判断上重要な子会社の異動については開示が必要となります。）
- ・ 定款の変更における、投資情報として重要性が乏しいもの
- ・ 本店、支店その他の営業所の名称及び所在の場所の変更

（2）開示事項

同項目に関する開示資料の作成にあたっては、最低限以下の事項について記載するようお願いいたします。

- a 認可若しくは承認の申請又は届出を行った日（決議した日を含む）
- b 認可若しくは承認の申請又は届出の内容（申請又は届出を行った理由を含む）
- c 今後の見通し（上場ETFに与える影響を含む）

（3）開示上の注意事項

- a 本項目において開示することを義務付けられる事実が、他の開示事項にも重複して該当する場合には、当該他の開示事項に該当する事実として開示してください。ただし、その際にも、届出日は必ず記載してください。
- b 上記に掲げた軽微と認められる事項については例示であり、それ以外の事項であっても投資情報として重要性がないことが明白なものについて軽微基準の対象となり得ますので、開示の要否につき

ましては、当取引所担当者までお問い合わせください。

(注3)

「上場ETF又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」について

有第1107条第2項第1号a(t)及び同号b(h)に規定する「上場ETF又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」並びに有第1107条第2項第2号a(m)及び同号b(e)に規定する「上場ETF又は当該外国投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」に該当するものには、例えば、以下のものがあります。

(1) 収益分配金若しくは分配金又は信託財産に係る給付金の見込額の確定

添付の書式を参考に、収益分配金若しくは分配金又は信託財産に係る給付金の予想数値を、権利付最終日の午前中までに開示してください。なお、決算日以外に収益分配又は給付を行う場合にも、収益分配又は給付の対象となる権利付最終日の午前中までに開示してください。

(2) 収益分配金若しくは分配金又は信託財産に係る給付金の確定

収益分配金若しくは分配金又は信託財産に係る給付金の確定数値を、計算期間又は営業期間の終了日（決算日）に開示してください。

(3) 権利確定のための期間又は期日の届出

所有者名簿の閉鎖期間又は基準日を定める場合には、当取引所に対して、当該期間又は基準日をその2週間前までに届け出てください。

(4) 所有者に重大な影響を与える本国等の法令等の変更

所有者に重大な影響を与える本国等の法令等の変更があった場合には、その内容を開示してください。

(注4)

「上場ETFの一口あたりの純資産額と市場価格又は特定の指標との間に重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合」について

有第1107条第2項第1号i及び有第1107条第2項第2号hに規定する「上場ETFの一口あたりの純資産額と市場価格又は特定の指標との間に重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合」とは、例えば、以下のケースのように、投資判断上留意すべき乖離又は乖離のおそれが生じた場合に、投資者が的確にリスクを把握し、適切な投資判断を行うことができるよう、乖離の状況、要因、投資判断上留意すべき点、今後の見通し等について、適時かつ適切に情報開示を行っていただくことを想定しています。

- ・ 上場ETFの運用資産の価格が大きく変動する一方で、上場ETFの市場価格がストップ安又はストップ高になる等、上場ETFの一口あたりの純資産額と市場価格との間に大きな乖離が生じた場合

- ・ 上場ETFの運用資産の一時的な運用方針の変更等により、一口あたりの純資産額と特定の指標との間に大きな乖離のおそれが生じた場合

例示のケースに限らず、重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合には、上場ETFの商品性等を踏まえて、投資者に対する注意喚起が必要かどうかといった観点から開示の要否をご検討ください。

2. 情報提供項目

外国ETFは、以下の情報について投資者に提供することが求められます。管理会社のウェブサイトなど、投資者が閲覧・利用しやすい方法により情報提供を行ってください。

外国ETF各銘柄の情報提供項目の提供方法（提供媒体、掲載箇所等）については、一覧にとりまとめたうえで、当取引所HPに掲載しています。

種類	内容	開示の根拠	備考
情報提供	上場ETFの日々の純資産総額（NAV）及び一口あたりの純資産額	有第1107条の2第1項第2号	・上場ETFが本邦通貨以外の通貨建ての場合、純資産額等については、原則として当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の仲値（その他の為替を用いる必要がある場合にはご相談ください。）により本邦通貨に換算した値を記載してください。また、原通貨建ての値についても併記してください。
	上場ETFの一口あたりの純資産額と特定の指標の変動に係る連動状況	有第1107条の2第1項第3号	・詳細は（注1）をご覧ください。
	・エンハンス型指標、レバレッジ型・インバース型指標、商品先物取引等の価格を参照する指標及び為替ヘッジ指標の算出における特徴・留意点の説明	有第1107条の2第1項第4号	・連動対象指標がエンハンス型指標及びレバレッジ型・インバース型指標、商品先物取引等の価格を参照する指標及び為替ヘッジ指標に連動するETFである場合のみ必要となります。 ・詳細は後述の「 <u>エンハンス型指標等に連動するETFに関するディスクロージャーの充実等について</u> 」をご覧ください。

（注1）

「上場ETFの一口あたりの純資産額と特定の指標の変動に係る連動状況」は、例えば、上場ETFの一口あたりの純資産額及び特定の指標の連動状況を示すグラフやヒストリカルデータのほか、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第3条第1項第1号口に規定する「基準価額の変動と連動対象指標（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第19条第2項に規定する連動対象指標をいう。）の変動との連動率を表す指標」の表示方法に準じて行うこと等が考えられ、上場ETFの月次レポート等において定期的な情報提供を行うことも想定されます。

○エンハンス型指標等に連動するETFに関するディスクロージャーの充実等について

当取引所では、一定の投資成果を実現するための投資戦略を表現した指標（以下、「エンハンス型指標」といいます。）、原指標の変動率、変動幅その他の原指標の変動の状況を表す数値に一定の数値を乗じることその他の方法により、原指標の騰落を増幅又は反転させた指標（以下、「レバレッジ型・インバース型指標」といいます。）、商品先物取引等の価格を参照する指標⁸及び為替ヘッジ指標について、従来型の指標と比較して推移や期待投資成果が異なることなどから、こうした指標に連動するETFを組成する管理会社に対し、以下の観点から投資者に対する充実した説明を求めることとします⁹。また、当該説明については、有価証券届出書等の法定開示書類や自社ホームページ等にて周知を行う等、投資者に対して広範な周知が図られることが望まれます。

1	<p>エンハンス型指標、レバレッジ型・インバース型指標における特徴・留意点の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> - 原指標又は類似指標との相違 - 当該指標の特性 - 原指標又は類似指標との利益・損失の違い - 留意すべき投資スタイル 等
2	<p>商品先物取引等の価格を参照する指標における特徴・留意点の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> - 原資産等の価格を参照する指標との差異 - ロールオーバーに伴う損益について - 留意すべき投資スタイル 等
3	<p>為替ヘッジ指標における特徴・留意点の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> - 価格形成及び為替ヘッジがない場合との差異 - 為替ヘッジコストについて - 留意すべき投資スタイル 等

※記載例については次項をご覧ください。

⁸ 商品先物取引、ボラティリティに係る先物取引（日経平均VIやこれに類する先物取引）その他東証が必要と認める先物契約等を利用する指標をいいます。これら先物契約等に対する投資として運用するETFに係る指標を含みます。

⁹ 有価証券上場規程第1107条の2第1項第4号

投資者に対する指標の説明に関する記載例

（エンハンスト型指標）

説明の観点	130/30	リスクコントロール	カバードコール
原指標又は類似指標との相違	原指標に対して、30%分のロングポジションと30%分のショートポジションが加味されていること。	原指標に比べて、日々の変動率が小さくなること。	原指標がコールオプションの権利行使価格以上になると原指標との連動性が低くなり、ほぼ権利行使価格に留まること。
指標の特性	原指標の構成銘柄に対して、100%相当分の投資をするとともに、併せて一定の基準に従って選定した銘柄について30%相当分のショートポジションと30%相当分のロングポジションを構築することで、原指標に投資した場合と比べてより高い投資成果を目指す。追加ポジションには独自の選定基準と入替タイミングがある。	原指標の変化率に一定のリスクコントロール係数を乗じる、又は資産配分を変えることにより、指標の変動率を原指標より低く抑える。	原指標にコールオプションの売りを組み合わせることで、コールオプションの権利行使価格までは概ねコールオプションのプレミアム相当分原指標よりも高い水準で推移する一方、原指標がコールオプションの権利行使価格以上になると、当該価格水準以上は上昇しない。コールオプションは1ヶ月ごとに売りたてられるため、都度、指標の上限水準が変動する。
原指標又は類似指標との利益・損失の違い	原指標に比べ、相場上昇時には利益が大きく、相場下落時には損失が小さくなることを目指す。	原指標に比べ利益・損失の額が小さくなる。	原指標に比べ利益が限定されるが、損失は同水準。
留意すべき投資スタイル	（期待する投資戦略との不一致） 追加ポジションの銘柄選定基準や入替タイミングは指数算出者によって異なるため、投資に際しては当該指数算出者の投資戦略が自らの投資戦略と合致しているかどうかを把握する必要がある。	（短期的な投資） 相場下落時の損失を低減させる反面、株価上昇による収益機会も限定される（原指標に比べ収益及び損失の両方が限定的となる。）。したがって、短期的に収益を求める投資は期待収益を得にくいため留意が必要。	（短期的に上昇相場を予想する投資） コールオプションの権利行使価格以上に相場が上昇する場合は、次のコールオプションを売り建てるまでの間、収益が限定的になる。したがって、短期的に上昇相場を予想する場合の投資は留意が必要。

※具体的な記載内容については、各ETF等発行会社によって異なることが考えられますが、上の記載例のような説明の観点が満たされれば、要件を満たすものと判断します。また、項目によっては、指標そのものではなく、指標に連動するETF等について説明することもあります。

投資者に対する指標の説明に関する記載例

（レバレッジ型・インバース型指標）

説明の観点	レバレッジ型	インバース型
原指標又は類似指標との相違	日々の変動率が原指標のN倍となること。	日々の変動率が原指標のマイナスN倍となること。
指標の特性	原指標の変化率に一定の倍率を乗じ、指標の変動率を原指標に比べ増幅させる。原指標の日々の変動率をN倍しているため、前日及び当日の間では原指標のN倍の変動率が得られるが、2日以上の間では一般的にN倍とならない。一定レンジ内で原指標が上下して推移した場合、指標が逓減するが、同じ方向に推移する状況が続くと指標の逓減傾向は解消される特性を有している。	原指標の変化率に一定のマイナス倍率を乗じ、指標の変動率を原指標と逆向きとする。原指標の日々の変動率をマイナスN倍しているため、前日及び当日の間では原指標のマイナスN倍の変動率が得られるが、2日以上の間では一般的にマイナスN倍とならない。一定レンジ内で原指標が上下して推移した場合、指標が逓減するが、同じ方向に推移する状況が続くと指標の逓減傾向は解消される特性を有している。
原指標又は類似指標との利益・損失の違い	原指標に比べ利益・損失の額が大きくなる。	原指標と反対の利益・損失の額となる。
留意すべき投資スタイル	（中長期的な投資） 下落相場においては、損失が原指標に連動する場合に比べ拡大していく。また、複利効果により、2日以上の間の変動率を比較した場合には完全に原指標と正相関の関係にならない。したがって、下落相場を見込む場合や中長期的に原指標のN倍の利益を見込む場合は留意が必要。	（中長期的な投資） 上昇相場においては、損失が出る。また、複利効果により、2日以上の間の変動率を比較した場合には完全に原指標と逆相関の関係にならない。したがって、上昇相場を見込む場合や中長期的に原指標のマイナスN倍の利益を見込む場合は留意が必要。

※具体的な記載内容については、各ETF等発行会社によって異なることが考えられますが、上の記載例のような説明の観点が満たされれば、要件を満たすものと判断します。また、項目によっては、指標そのものではなく、指標に連動するETF等について説明することもあります。

投資者に対する指標の説明に関する記載例

（商品先物取引等の価格を参照する指標）

説明の観点	商品先物取引等の価格を参照する指標
原資産等の価格を参照する指標との差異	商品価格ではなく、商品先物取引の価格を参照していること。先物取引の価格に保管コスト等が反映されていること。
ロールオーバーに伴う損益について	先物取引において、通常、限月間に保管コスト等を反映した価格差があり、期近の先物価格よりも期先の先物価格が高くなっていく順翰の状態（以下「コンタンゴ」）においては、次限月以降の限月への乗換え（以下「ロールオーバー」）に伴って損失が発生する可能性があること。
留意すべき投資スタイル	（中長期的な投資） コンタンゴの状態が多くなる場合等、ロールオーバーに伴う損失が累積すること等によって対象指標が減価するおそれがあるため中長期的な投資を行う場合には留意が必要。

※具体的な記載内容については、各ETF等発行会社によって異なることが考えられますが、上の記載例のような説明の観点を満たされれば、要件を満たすものと判断します。また、項目によっては、指標そのものではなく、指標に連動するETF等について説明することもあります。

（為替ヘッジ指標）

説明の観点	為替ヘッジ指標
価格形成及び為替ヘッジがない場合との差異	為替ヘッジがない指標の円建ての投資成果について、為替変動の影響を低減するために為替ヘッジを行った場合の投資成果であること。 為替ヘッジコストが反映されること。
為替ヘッジコストについて	対象通貨との金利差分等の為替ヘッジコストが発生すること。
留意すべき投資スタイル	（円建て投資成果で為替変動を含めた成果を期待する場合） 為替変動損益は為替ヘッジによって基本的には相殺されるため、円建ての投資成果は為替変動の影響を低減した値動きとなること。

※具体的な記載内容については、各ETF等発行会社によって異なることが考えられますが、上の記載例のような説明の観点を満たされれば、要件を満たすものと判断します。また、項目によっては、指標そのものではなく、指標に連動するETF等について説明することもあります。

3. 提出書類

【外国投資信託の受益証券に該当する外国ETF及び外国商品現物型ETF】

外国ETF及び外国商品現物型ETFの管理会社が提出する書類は以下とおりです。

※外国投資証券に該当する外国ETFについては別途記載しています。

※有第1107条の規定に基づき行方情報の開示（適時開示）により、当取引所に提出していただく書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類を提出していただく必要ありません。

項目	提出書類	部数	時期提出	提出の根拠	備考
売出しを行う場合	目論見書	1部	作成後直ちに	有第1108条第1項、有施第1110条第2項第1号a	<ul style="list-style-type: none"> ・書面提出 ・当該書類は公衆縦覧に供されません。 ・EDINETにより有価証券届出書を内閣総理大臣等に提出した場合には、提出する必要はありません。
	有価証券通知書（変更通知書を含む。）	1部	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	有第1108条第1項、有施第1110条第2項第1号b	<ul style="list-style-type: none"> ・Target（PDF提出）
投資信託約款若しくは信託約款もしくはこれに類する書類の変更又は投資信託契約若しくは信託契約の解約がある場合	変更後の投資信託約款又は信託約款若しくはこれに類する書類	1部	変更確定後直ちに	有第1108条第1項、有施第1110条第2項第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・TDnet（TDnetオンライン登録サイトより、「縦覧書類を提出する」の「約款（全文）」からPDFファイルをご登録ください） ・当該書類は公衆縦覧に供されません。
当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動その他の上場ETFに関する権利等に係る重要な事項が発生した場合	決定に係る通知書	1部	決定を行った後直ちに	有第1108条第1項、有施第1110条第2項第3号	<ul style="list-style-type: none"> ・Target（PDF提出）
	取引所規則の遵守に関する確認書 （※当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」	1部	異動後直ちに	有第1108条第1項、有施第1110条第2項第3号	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者が自署してください（社印・代表者印の押印は不要です。）。 ・複数の上場ETFに係る管理会社である場合、1通のみの提出で結構です

項目	提出書類	部数	時期提出	提出の根拠	備考
	を提出した代表者の異動の場合)				(銘柄ごとにご提出いただく必要はありません。)
外国会社届出書等を初めて内閣総理大臣等に提出することを決定した場合	外国会社届出書等を初めて内閣総理大臣等に提出することを決定した旨及び当該外国会社届出書等の提出時期を記載した書面	1部	決定を行った後直ちに	上場規程第1108条第1項、施行規則第1110条第2項第4号	・Target (PDF 提出) ・当該書類は公衆縦覧に供されます。
毎年12月末日の預託口数を把握した場合	12月末日現在の預託口数を記載した書面	1部	把握後直ちに	有第1108条第1項、有施第1110条第5項第1号	・Target (PDF 提出)
収益分配金又は信託財産に係る給付金の見込金額が確定した場合	上場ETFに係る収益分配金又は信託財産に係る給付金の見込金額を記載した書面	1部	計算期間末日の2日前(休業日を除外します。)	有第1108条第1項、有施第1110条第5項第2号	・Target (PDF 提出) ・計算期間の末日が休業日に当たるときは、計算期間の末日の3日前(休業日を除外します。)
12月末日以前1年間における毎月末日の上場ETFの一口あたりの純資産額及び特定の指標終値を把握したとき	12月末日以前1年間における毎月末日の上場ETFの一口あたりの純資産額及び特定の指標終値を記載した書面	1部	把握後直ちに	有第1108条第1項(有施第1110条第5項第3号)	・Target (Excel 提出)
上場ETFの名称を変更するとき	有価証券変更上場申請書	1部	提出要件に該当した後速やかに	有第1105条第1項	・Target (PDF 提出) ・当該申請書は、その変更先に先立ち、ご提出ください。 ・上場ETFの名称変更の場合は、効力発生日の3週間程度前を目安にご提出ください。 ・有価証券変更上場申請書

項目	提出書類	部数	時期提出	提出の根拠	備考
					に記載すべき事項が開示又は提出書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもって変更申請したものとみなします。
上場ETFに関する情報提供の方法を新たに決定又は変更する場合	上場ETFに係る情報提供方法を記載した書面	1部	決定又は変更前あらかじめ	有第1107条の2第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・Target (Excel 提出) ・ETF の推定純資産価額及びポートフォリオ情報ファイルの提供状況についても記載していただきます。
毎月末日の上場ETFの預託口数及び預託口数に係る純資産総額を把握した場合	毎月末日の上場ETFの預託口数及び預託口数に係る純資産総額を記載した書面	1部	翌月第5営業日までに	有第1108条第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・Target (Excel 提出) ・TDnet にて預託口数及び預託口数に係る純資産総額の開示を行う場合は提出不要です。

【外国投資証券に該当する外国ETF】

外国投資証券に該当する外国ETFの管理会社が提出する書類は以下とおりです。

※有第1107条の規定に基づき行方情報の開示（適時開示）により、当取引所に提出していただく書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類を提出していただく必要ありません。

項目	提出書類	部数	時期提出	提出の根拠	備考
売出しを行う場合	目論見書及び届出 仮目論見書	1部	作成後直ちに	有第1108条第1 項、有施第1110条 第3項第1号a	・書面提出 ・当該書類は公衆縦覧に供 されません。 ・EDINETにより有価 証券届出書を内閣総理大 臣等に提出した場合には、提出する必要はありません。
	有価証券通知書（変 更通知書を含む。）	1部	内閣総理大臣 等に提出後遅 滞なく	有第1108条第1 項、有施第1110条 第3項第1号b	・Target（PDF提出）
合併を行う場合	合併契約書の写し	1部	契約締結後直 ちに	有第1108条第1 項、有施第1110条 第3項第2	・Target（PDF提出） ・当該書類は公衆縦覧に供 されません。
規約若しくはこれに類す る書類の変更又は解散	決定に係る通知書	1部	決定を行った 後直ちに	有第1108条第1 項、有施第1110条 第3項第3号a	・Target（PDF提出）
	変更後の規約又は これに類する書類	1部	変更後直ちに	有第1108条第1 項、有施第1110条 第3項第3号b	・TDnet（TDnetオンライン 登録サイトより、「縦覧書 類を提出する」の「約款 （全文）」からPDFファイ ルをご登録ください） ・当該書類は公衆縦覧に供 されません。
基準日の決定	決定に係る通知書	1部	決定を行った 後直ちに	有第1108条第1 項、有施第1110条 第3項第4号	・Target（PDF提出）

項目	提出書類	部数	時期提出	提出の根拠	備考
当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動その他の上場ETFに関する権利等に係る重要な事項が発生した場合	決定に係る通知書	1部	決定を行った後直ちに	有第1108条第1項、有施第1110条第3項第5号	・Target (PDF 提出)
	取引所規則の遵守に関する確認書 (※当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動の場合)	1部	異動後直ちに	有第1108条第1項、有施第1110条第3項第5号	・代表者が自署してください(社印・代表者印の押印は不要です)。 ・複数の上場ETFに係る管理会社である場合、1通のみの提出で結構です(銘柄ごとにご提出いただく必要はありません)。
外国会社届出書等を初めて内閣総理大臣等に提出することを決定した場合	外国会社届出書等を初めて内閣総理大臣等に提出することを決定した旨及び当該外国会社届出書等の提出時期を記載した書面	1部	決定を行った後直ちに	上場規程第1108条第1項、施行規則第1110条第3項第6号	・Target (PDF 提出) ・当該書類は公衆縦覧に供されます。
毎年12月末日の預託口数を把握した場合	12月末日現在の預託口数を記載した書面	1部	把握後直ちに	有第1108条第1項、有施第1110条第6項第1号	・Target (PDF 提出)
分配金又は信託財産に係る給付金の見込金額が確定した場合	上場ETFに係る分配金又は信託財産に係る給付金の見込金額を記載した書面	1部	営業期間又は計算期間の末日の2日前(休業日を除外します。)の日	有第1108条第1項、有施第1110条第6項第3号	・Target (PDF 提出) ・計算期間の末日が休業日に当たるときは、計算期間の末日の3日前(休業日を除外します。)の日
12月末日以前1年間における毎月末日の上場ETFの一口あたりの純資産額及び特定の指標終値を把握したとき	12月末日以前1年間における毎月末日の上場ETFの一口あたりの純資産額及び特定の指標終値を記載した書面	1部	把握後直ちに	有第1108条第1項、有施第1110条第6項第4号	・Target (Excel 提出)

項目	提出書類	部数	時期提出	提出の根拠	備考
上場ETFの名称を変更するとき	有価証券変更上場申請書	1部	提出要件に該当した後速やかに	有第1105条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・Target（PDF提出） ・当該申請書は、その変更先に先立ち、ご提出ください。 ・有価証券変更上場申請書に記載すべき事項が開示又は提出書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもって変更申請したものとみなします。
上場ETFに関する情報提供の方法を新たに決定又は変更する場合	上場ETFに係る情報提供方法を記載した書面	1部	決定又は変更前あらかじめ	有第1107条の2第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・Target（PDF提出） ・ETFの推定純資産価額及びポートフォリオ情報ファイルの提供状況についても記載していただきます。
毎月末日の上場ETFの預託口数及び預託口数に係る純資産総額を把握した場合	毎月末日の上場ETFの預託口数及び預託口数に係る純資産総額を記載した書面	1部	翌月第5営業日までに	有第1108条第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・Target（Excel提出） ・TDnetにて預託口数及び預託口数に係る純資産総額の開示を行う場合は提出不要です。

Ⅲ 上場廃止

外国ETF及び外国商品現物型ETFの上場廃止基準は、以下のとおりです。

【外国投資信託の受益証券に該当する外国ETF及び外国商品現物型ETF】

廃止基準項目	根拠規定	備考
上場ETFに係る管理会社が管理会社としての業務に必要な免許、認可又は登録等が、内閣総理大臣等により失効、取消し又は変更登録等を受け、管理会社としての業務を行わないこととなった場合。ただし、当該上場ETFに係る管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社が「ETF上場契約書」等を提出する場合は、この限りでない。	有第1112条第2項第1号	
上場ETFに係る信託受託者が営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された場合。ただし、上場ETFに係る信託受託者が行っていた業務が他の信託受託者に引き継がれ、かつ、当該他の信託受託者が「ETF上場契約書」を提出する場合は、この限りでない。	有第1112条第2項第2号(有第1112条第1項第2号を準用)	
上場ETFの一口あたりの純資産額と特定の指標の相関係数が0.9未満となった場合において、1年以内に0.9以上とならないとき	有第1112条第2項第3号a(有第1112条第1項第3号eを準用)	
2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内(天災地変等、上場ETFに係る管理会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合	有第1112条第2項第3号a(有第1112条第1項第3号fを準用)	
次の(a)又は(b)に該当する場合 (a)上場ETFに係る有価証券報告書等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合 (b)上場ETFに係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合	有第1112条第2項第3号a(有第1112条第1項第3号gを準用)	

廃止基準項目	根拠規定	備考
上場ETFに係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場合、宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなった場合	有第1112条第2項第3号a（有第1112条第1項第3号hを準用）	
上場ETFに係る投資信託契約又は信託契約が終了となる場合	有第1112条第2項第3号a（有第1112条第1項第3号iを準用）	
上場ETFに係る信託が分割されることとなる場合	有第1112条第2項第3号a（有第1113条第1項第3号iの2を準用）	
投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する旨（これに類する内容を含む。）の定めがなくなる場合	有第1112条第2項第3号b（a）	・外国商品現物型ETFには適用されません。
計算期間が1か月未満となる場合	有第1112条第2項第3号b（a）の2（有第1112条第1項第3号b（d）を準用）	・外国商品現物型ETFには適用されません。
特定の商品の価格に連動する仕組みに関する定めがなくなる場合	有第1112条第2項第3号b（a）の3（有第1112条第1項第3号bの2（a）を準用）	・外国ETFには適用されません。
計算期間が1か月に満たないこととなる場合又は1年を超えることとなる場合	有第1112条第2項第3号b（a）の3（有第1112条第1項第3号bの2（d）を準用）	・外国ETFには適用されません。
信託契約の期間の定めが設けられる場合（外国投資信託又は信託の設定がされた国の法令の定めるところにより信託契約期間（租税特別措置法施行規則第2条の3第2項で定める期間に限る。）が定められている場合を除く。）	有第1112条第2項第3号b（b）	

廃止基準項目	根拠規定	備考
<p>当該上場ETFが指標連動有価証券等組入型ETFである場合にあっては、次の（a）又は（b）に該当する場合</p> <p>（a）当該上場ETFに係るカウンター・パーティーの財務状況の悪化として施行規則で定める状態になった場合において、当取引所が当該状態になったと認める日から1年を経過する日までの期間（以下この（a）において「猶予期間」という。）に、当該投資信託財産等が当該カウンター・パーティーが発行若しくは保証する有価証券又は当該カウンター・パーティーを契約の相手方若しくは当該カウンター・パーティーが保証する契約に係る権利以外の資産に変更されないとき。ただし、当取引所が猶予期間の経過を待つことが適当でないと認めるときは、当取引所がその都度定めるところによる。</p> <p>（b）カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制が管理会社において整備されなくなった場合。ただし、当該管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれる場合であって、かつ、当該他の管理会社においてカウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制が整備されるときは、この限りでない。</p>	有第1112条第2項第3号bの2（有第1112条第1項第3号bの6を準用）	・外国商品現物型ETFには適用されません。
上場ETFが指定振替機関（株式会社証券保管振替機構：JASDEC）の外国株券等保管振替決済業務又は振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合	有第1112条第2項第3号c	
上場ETFが上場若しくは継続的に取引される全ての外国金融商品取引所等において当該上場ETFの上場廃止が決定された場合又は外国金融商品取引所等における当該上場ETFの相場を即時に入手することができない状態となったと当取引所が認めた場合。ただし、当該上場ETFの外国金融商品取引所等における上場廃止の理由等又は当取引所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でないと認められるときは、この限りでない。	有第1112条第2項第3号d	
その他公益又は投資者保護のため、当取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合	有第1112条第2項第3号f	

【外国投資証券に該当する外国ETF】

廃止基準項目	根拠規定	備考
上場ETFに係る外国投資法人が投資信託法第222条に規定する解散事由に該当する場合	有第1112条第3項第1号	
上場ETFに係る外国投資法人が法律の規定に基づく破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合又はこれに準じる状態になった場合	有第1112条第3項第2号	
上場ETFに係るファンドが規約又はこれに類する書類に定める事由に基づき終了する場合	有第1112条第3項第3号	
上場ETFに係る管理会社が管理会社としての業務に必要な免許、認可又は登録等が、内閣総理大臣等により失効、取消し又は変更登録等を受け、管理会社としての業務を行わないこととなった場合。ただし、上場ETFに係る管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社が「ETF上場契約書」を提出する場合は、この限りでない。	有第1112条第3項第4号	
上場ETFの一口あたりの純資産額と特定の指標の相関係数が0.9未満となった場合において、1年以内に0.9以上とならないとき	有第1112条第3項第5号a（有第1112条第1項第3号eを準用）	
2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内（天災地変等、上場ETFに係る管理会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合	有第1112条第3項第5号a（有第1112条第1項第3号fを準用）	
次の（a）又は（b）に該当する場合 （a）上場ETFに係る有価証券報告書等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合 （b）上場ETFに係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」	有第1112条第3項第5号a（有第1112条第1項第3号gを準用）	

廃止基準項目	根拠規定	備考
<p>旨に記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合</p>		
<p>上場ETFに係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場合、宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなった場合</p>	<p>有第 1112 条第 3 項第 5 号 a（有第 1112 条第 1 項第 3 号 h を準用）</p>	
<p>次の（a）又は（b）に該当する規約又はこれに類する書類の変更が行われる場合</p> <p>（a）投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する旨の定めがなくなる場合</p> <p>（b）営業期間が1か月未満となる場合</p>	<p>有第 1112 条第 3 項第 5 号 b</p>	
<p>当該上場ETFが指標連動有価証券等組入型ETFである場合にあっては、次の（a）又は（b）に該当する場合</p> <p>（a）当該上場ETFに係るカウンター・パーティーの財務状況の悪化として施行規則で定める状態になった場合において、当取引所が当該状態になったと認める日から1年を経過する日までの期間（以下この（a）において「猶予期間」という。）に、当該投資信託財産等が当該カウンター・パーティーが発行若しくは保証する有価証券又は当該カウンター・パーティーを契約の相手方若しくは当該カウンター・パーティーが保証する契約に係る権利以外の資産に変更されないとき。ただし、当取引所が猶予期間の経過を待つことが適当でないと認めたときは、当取引所がその都度定めるところによる。</p> <p>（b）カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制が外国投資法人及び管理会社において整備されなくなった場合。ただし、当該外国投資法人及び管理会社が行っていた業務が他の外国投資法人及び管理会社に引き継がれる場合であつて、かつ、当該他の外国投資法人及び管理会社においてカウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制が整備されるときは、この限りでない。</p>	<p>有第 1112 条第 3 項第 5 号 b の 2（有第 1112 条第 1 項第 3 号 b の 6 を準用）</p>	

廃止基準項目	根拠規定	備考
上場ETFが指定振替機関（株式会社証券保管振替機構：JASDEC）の外国株券等保管振替決済業務又は振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合	有第 1112 条第 3 項第 5 号 c	
上場ETFが上場若しくは継続的に取引される全ての外国金融商品取引所等において当該上場ETFの上場廃止が決定された場合又は外国金融商品取引所等における当該上場ETFの相場を即時に入手することができない状態となったと当取引所が認めた場合。ただし、当該上場ETFの外国金融商品取引所等における上場廃止の理由等又は当取引所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でないことと認められるときは、この限りでない。	有第 1112 条第 3 項第 5 号 d	
その他公益又は投資者保護のため、当取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合	有第 1112 条第 3 項第 5 号 f	

IV 上場に関する料金

1. 上場審査料

【外国投資信託の受益証券に該当する外国ETF及び外国商品現物型ETF】

- ・ 次の（a）及び（b）に定める額を合計した額
 - （a） 次のイ又はロに掲げる場合の区分に従い、当該イ又はロに定める額^{※1}
 - イ 新規上場申請に係るETFに係る管理会社が上場ETF（上場が承認されたETFを含む。）に係る管理会社又は上場審査中のETFに係る管理会社である場合 0円
 - ロ 前イに掲げる場合以外の場合 150万円
 - （b） 新規上場申請に係るETFの銘柄数に50万円を乗じた額
- ・ 支払期限：上場申請日が属する月の翌月末日

【外国投資証券に該当する外国ETF】

- ・ 次の（a）から（c）までに定める額を合計した額
 - （a） 次のイ又はロに掲げる場合の区分に従い、当該イ又はロに定める額^{※1}
 - イ 新規上場申請に係るETFに係る管理会社が上場ETF（上場が承認されたETFを含む。）に係る管理会社又は上場審査中のETFに係る管理会社である場合 0円
 - ロ 前イに掲げる場合以外の場合 150万円
 - （b） 新規上場申請を行う外国投資法人であって、上場ETF（上場が承認されたETFを含む。）に係る外国投資法人又は上場審査中のETFに係る外国投資法人のいずれにも該当しないものの数に49万円を乗じた額
 - （c） 新規上場申請に係るETFの銘柄数に1万円を乗じた額
- ・ 支払期限：上場申請日が属する月の翌月末日

2. 新規上場料

- ・ 金額：預託口数に係る純資産総額（預託口数に、一口あたりの純資産額を乗じて得た金額をいいます。以下同じ。）の1万分の0.75（0.75ベースポイント）
- ・ 上記の計算により算出された金額が、10万円未満となる場合には10万円とし、300万円を超える場合には300万円とします。（ただし、当分の間、上限を100万円とし、10万円未満となる場合には10万円としません（下限を設けません。）。）
- ・ 計算対象：ETFごとに、上場日現在における純資産総額を基準とし、純資産総額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、上場日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算します。
- ・ 支払期限：上場日の属する月の翌月末日

3. 追加信託時の追加上場料

- ・ 金額：預託口数に係る追加信託総額の1万分の0.75（0.75ベースポイント）
- ・ 上記の計算により算出された金額が、10万円未満となる場合には10万円とし、300万円を超える場合には300万円とします。（ただし、当分の間、上限を100万円とし、10万円未満となる場合には10万円としません（下限を設けません。）。）
- ・ 計算対象：毎年12月末日現在の預託口数に係る純資産総額を基準とし、新規上場日現在の預託口数に係る純資産総額及び新規上場した年から前年までの各年の12月末日現在の預託口数に係る純資産総額のうち最大のものからの増加額を預託口数に係る追加信託総額とみなします。この場合、預託口数に係る純資産総額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算します。
- ・ 支払期限：当該基準とした日の属する月の3ヵ月後の末日

4. 年間上場料

- ・ 金額：ETFごとに、預託口数に係る純資産総額の1万分の0.75（0.75ベースポイント）
- ・ 上記の計算により算出された金額が、10万円未満となる場合には10万円とし、300万円を超える場合には300万円とします。（ただし、当分の間、上限を100万円とし、10万円未満となる場合には10万円としません（下限を設けません。）。）
- ・ 計算対象：前年の12月末日（当該日の翌日以後に上場された銘柄については、上場日）現在における預託口数に係る純資産総額を基準とするものとし、当該純資産総額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算します。
- ・ 支払期限：上記の計算によって計算された金額について、半額ずつを次の期日までに支払うものとします。

4月から9月までの期間に対応する年間上場料	9月末日
10月から翌年3月までの期間に対応する年間上場料	同年3月末日

※1：新規上場申請に係るETFに係る管理会社が上場ETF（上場が承認されたETFを含む。）に係る管理会社又は上場審査中のETFに係る管理会社が属する企業グループと同一の企業グループに属する場合であって、当該企業グループに属する特定の会社が当該新規上場申請に係るETF及び当該上場ETF（上場が承認されたETFを含む。）若しくは上場審査中のETFの上場方針を決定していると当取引所が認めるときは、当該新規上場申請に係るETFに係る管理会社を上場ETFに係る管理会社とみなします。

※2：100円未満の金額（消費税額及び地方消費税額を除きます。）は切り捨てます。

※3：料金の支払いは、本邦通貨によるものとします。

※4：管理会社が、料金を支払期日までに支払わない場合には、管理会社に対し、支払期日の翌日から完済の日までの遅延損害金を100円につき1日4銭の割合によって請求できるものとします。

※5：上場した年の年間上場料の扱いは、次の表をご参照ください。なお、支払対象期間は上場日の翌月からスタートします。

◆上場した年における年間上場料について（計算対象となる純資産総額と支払対象期間）

	支払い時期			
	3月支払	9月支払	翌年3月の支払	翌年9月の支払
1月上場の場合	上場日現在の預託口数に係る純資産総額で2、3月の2か月分	上場日現在の預託口数に係る純資産総額で4～9月の6か月分	請求月の前年12月末現在の預託口数に係る純資産総額で10～翌年3月の6か月分	請求月の前年12月末現在の預託口数に係る純資産総額で翌年4～9月の6か月分
2月上場の場合	上場日現在の預託口数に係る純資産総額で3月の1か月分			
3月上場の場合	—			
4月上場の場合	—			
5月上場の場合	—			
6月上場の場合	—			
7月上場の場合	—			
8月上場の場合	—			
9月上場の場合	—	—	請求月の前年12月末現在の預託口数に係る純資産総額で10～翌年3月の6か月分	
10月上場の場合	—	—	請求月の前年12月末現在の預託口数に係る純資産総額で11～翌年3月の5か月分	
11月上場の場合	—	—	請求月の前年12月末現在の預託口数に係る純資産総額で12～翌年3月の4か月分	
12月上場の場合	—	—	請求月の前年12月末現在の預託口数に係る純資産総額で翌年1～3月の3か月分	

連絡先

- 上場制度全般に関するお問合せ
株式会社東京証券取引所 上場推進部 03-3666-0141 (代)
- 適時開示に関するお問合せ
株式会社東京証券取引所 上場部上場会社担当 03-3666-0141 (代)
- 上場審査に関するお問合せ
東京証券取引所自主規制法人 上場審査部 03-3666-0141 (代)

上記連絡先へのお問合せは、日本語にてお願いいたします。

発行日

初版発行	2007年11月 1日
第16版発行	2021年 3月15日

ご注意

本書の記載内容は、著作物として著作権法によって保護されています。本書の全部又は一部について、無断で、転用、複製、引用、改変又は販売等を行うことは禁じられており、株式会社東京証券取引所の著作権の侵害となります。また、予告無しに内容を変更又は廃止する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

Copyright ©2021, Tokyo Stock Exchange, Inc. ALL RIGHTS RESERVED.